

平成30年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年12月20日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 長 松 島 佳 寿 夫 君
総 合 政 策 室 長 石 橋 毅 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜 田 康 子 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員

10番 塩田 昌彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

防災スピーカーの設置について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い質問してまいりたいと思います。

1番目、大きい項目、防災スピーカーの設置についてお尋ねをいたします。このたびの大地震で被災された北海道の皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。その直後9月6日、日本には例のない大停電が起こり、北海道中でブラックアウトが起こりました。現在も復旧がおくれております。もしこれが冬に起きたら、被災者及び名寄市でも凍死して二次災害が起きたのではないかというふうに思っております。

市民の情報源は、当時テレビはつかない、ラジオも聞けない状況で、スマートフォンや携帯電話、ライン、SNS、フェイスブックで情報を収集したが、逆に誤った情報を入手した市民はたくさんおられました。また、名寄市では宣伝カーで市民に周知を行いましたが、なかなか伝達したことが聞こえづらい、わかりづらいと言われておりまし

た。緊急時への対応と市民周知について理事者の御見解をお尋ねをいたします。

東日本大震災や阪神・淡路大震災で災害経験のある市町村は、市民周知の方法として防災センターを設置し、防災無線で各自宅の要援護者や高齢者、障がい者の自宅に通報、連絡をしたり、防災スピーカーを設置し、災害情報、避難勧告、避難指示、住民周知しております。北海道の市町村では、平成30年9月の調査では北海道179市町村中153市町村、85.5%が整備されておりますが、屋外拡張子局、戸別受信機が一斉発送されるのは96市町村、車載拡張器や携帯型の通信等を行う市町村は131地域になっております。本市の防災無線、防災スピーカーの設置について理事者の御見解をお願いをいたします。

市民が安心する除雪体制についてお尋ねをいたします。本年降雪がおくれ、よい年を迎えられたというふうに思いますが、必ず平年どおり雪は到来すると思います。旭川開発建設部と上川振興局旭川建設管理部が出動しているのに名寄はなぜ出動しないのかという市民の声もございます。歴代建設部長は、出動基準は業務委託が深夜1時に市内パトロールを行い、降雪にある、積雪が10センチ以上、またはパトロール時点での降り方や気象状況により朝まで降雪が10センチ以上の想定された場合、または吹き込みや吹きだまりが多発している場合と言われております。出動基準と名寄市除雪体制の考え方と対応について理事者の御見解をお願いいたします。

今全業種各団体は、雇用確保が大変な問題となっております。除雪作業は、きょう、今就職して除雪作業ができる方はおらず、数年間夏、冬年間雇用をし、冬の除雪体制を整える企業が多く見受けられます。もし企業が除雪オペレーターがいないので、除雪体制をやめたいと言えば現状大変な状況になるのは否めない状況であります。名寄市では、介護関係では介護人材就労定着支援事業や保育関係では名寄市待機児童解消緊急対策事業等

がありますが、除雪オペレーターの人材確保の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、共同墓地の設置の考えについてお尋ねをいたします。少子高齢化で子孫への墓の継承が難しいことを理由に先祖から受け継いだ墓を閉め、管理不要な合同墓におさめかえたり、親族がいない引き取り手のない遺骨をおさめ無縁仏として利用される方や経済的理由で墓の維持管理が不要で費用負担も低価格な合同墓に注目をされております。札幌市では、昭和41年使用開始され、平成20年の納骨申請数は436体、平成29年には1,748体となり、約4倍にふえ、4年前に拡張工事を行ったそうであります。また、小樽市では、平成24年から3,000体収容の合同墓を設置されておりますが、当初は年間60体を見込んだが、最近は平均年300体を超えております。北海道では35市中22市が合同墓を供用開始しており、三笠市など4市も設置検討を行っております。函館、釧路は民間が運営されておりますので、残り11市となりました。本市の合同墓の設置の考えについて、理事者の御見解をお尋ねいたします。

地域交通の現状と今後についてお尋ねをいたします。国土交通省の平成28年度の調査では、全国の路線バス事業者246社のうち赤字の事業者は157社に上り、3大都市圏以外の事業者はさらに深刻で8割以上の136社が赤字で、その影響で平成27年までに10年間で廃止されたバス路線は約1万6,000キロに上っております。減りゆく地域の足がどう確保されていくのかが大変重要と思われれます。名寄市のデマンド交通の現状と課題について理事者の御見解をお尋ねいたします。

農村地域のデマンド交通の拡大と医療バスの活用の考えについてをお尋ねいたします。人口減少と高齢化の影響で、路線バスの赤字のため廃止になったりする中、高齢者の買い物難民や通院への難民と思われる状況が起きております。地域の実

情に応じた輸送サービスの導入が必要と考えております。瑞穂地域では、曙地域の回りで幌加内の往復路線バスがありますが、停留所まで500メートル、医療バスまで1.2キロと病院に行きたい、買い物に行きたくても高齢者には停留所に行くのが苦痛の距離であります。農村地域のデマンド交通の拡大と医療バスの輸送の考えについて理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） おはようございます。ただいま高橋議員から大項目で4点にわたって御質問いただきました。大項目1及び4につきましては私から、大項目2につきましては建設水道部長から、大項目3につきましては市民部長からの答弁となりますので、よろしくお尋ねをいたします。

それでは、大項目1、防災スピーカーの設置について、小項目1、緊急時の市民周知についてお答えいたします。緊急時の情報に係る市民周知につきましては、東日本大震災発生後多様な情報伝達手段の確保に取り組むべきことが求められています。平成27年1月には、共助としての観点から緊急告知ラジオを町内会に各3台配置しているほか、市内小中学校や警察署などの関係機関にも配付し、情報伝達等に御使用いただいているところです。また、平成26年8月からはLアラートの運用が開始され、災害時に本市区域内にいる住民等へ直接発信する情報伝達の仕組みが急速に進化し、テレビや携帯電話、スマートフォン、インターネットの情報機関などに緊急情報が同時配信される仕組みが構築されています。このほかエフエムなよろのラジオ放送への緊急割り込み放送や広報車などによる情報伝達により市民周知を行っております。

9月の胆振東部地震に伴う停電の発生時につきましては、議員御指摘のとおり情報収集に有効な手段であるテレビやラジオなどがほとんど使用で

きない状況となっており、市からの情報伝達としては各町内会役員の皆様に状況を電話連絡し、市民の皆様には市の広報車による情報伝達を行ってきたところです。このほかフェイスブックによる情報発信やエフエムなよろの放送において情報を発信していただいたところです。特に広報車につきましては、極力ゆっくり走りながら広報してきたところではありますが、スピードが速い、聞き取りづらいなどのお叱りの声もいただいたところでもあります。今後広報車の活用につきましては、ところどころで停車してお知らせするなどしっかりと災害時の特性に合わせた情報伝達ができるよう名寄市地域防災計画に基づいた対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目2、防災無線、防災スピーカーの設置についてお答えいたします。御質問の防災スピーカーの設置についてでございますが、防災行政無線の同報系無線の導入ということになるかと思っております。この同報系無線を導入することとなれば、屋外スピーカーなどを設置することにより一斉発信による遠隔地への広範囲にわたる情報伝達や各家庭への戸別伝達などさまざまな情報伝達の仕組みが構築できるものと思っております。また、サイレン音などでなく、音声による情報伝達が可能になるなど、情報伝達の手段の幅は広がるものと考えております。この防災行政無線の北海道の整備状況につきましては、議員お話しのとおり同報系と移動系のどちらかが導入されている自治体については約85%となっております。その中でも同報系が導入されている自治体は96市町村で、約53%の導入率となっており、道内におきましてもまだ半数近くは同報系の導入には至っていない状況となっております。

先ほどお話しいたしましたとおり、名寄市の現状の情報伝達手段につきましては、テレビ、携帯電話、スマートフォン、ラジオなど家庭内における情報伝達手段は整備されておりますが、議員御

指摘のとおり各災害ごとの屋外における避難情報等の伝達が必要な地域に対する情報伝達手段につきましては、その必要に応じて広報車での周知が主軸となる状況となっております。今後は、道内自治体の動向にも注視しながら、情報伝達手段の多様化について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、大項目4、地域公共交通のあり方について、小項目1、デマンド交通の現状と課題についてお答えいたします。市内のバス路線の状況といたしましては、生活交通路線運行費の補助を行ってまいりまして、恩根内線などの8路線や業務委託している下多寄線デマンドなど市内外の交通手段維持確保に財政的な支援を行っております。デマンド交通の現状といたしましては、郊外部において年間利用者の減少により地域の実情に合った効率的な低コストな交通手段の選択として風連地区の西風連、下多寄地区などから名寄市街地までを結ぶ下多寄線については平成23年度から、風連地区の日進、旭地区などから風連市街地までを結ぶ御料線については本年度10月から予約に応じて運行するデマンド型交通を導入しております。

利用状況につきましては、開始も間もない御料線につきましては次の機会に報告をさせていただければと思っておりますが、下多寄線では平成29年度利用者数で延べ3,408人、前年度と比べ618人減少してございます。利用者数が年々減少していることも課題となっております。

また、御料線においては平成29年12月から2カ月間実証運行を行った後に利用者へのアンケートを実施いたしました。アンケートでは、自宅の前まで迎えに来てくれて利用しやすいという意見があった反面、予約の必要がない路線バスが利用しやすいなどの御意見もいただいております。下多寄線含めた共通の課題と認識をしているところです。今後とも利用者の皆さんの声を聞きながら、利用しやすい交通手段となるよう努めてまい

ります。

次に、小項目2、農村地域のデマンド交通拡大と医療バスの利用についてお答えいたします。農村地域など郊外の公共交通につきましては、名士バスが運行する恩根内線、下川線、風連線のほか、ジェイ・アール北海道バスが運行する深名線、士別軌道が運行する中多寄線などの路線バスがあります。これまでも従来の路線バスの運行が困難な路線等につきましては、国の補助を利用して予約に応じて運行するデマンド型交通に転換しながら運行を行ってきております。今後につきましては、地域の事情や公共交通の需要を把握しながら、地域の公共交通について検討していきたいと思っております。

次に、医療バスにつきましては、智恵文地区の診療所閉鎖に伴い、スクールバスを利用して市立病院等への移手段の確保を昭和60年より行い、原則的には月、水、金の週3回、智恵文地区と市立病院等を往復しております。また、平成26年には瑞穂地区への路線延長を行っております。利用状況につきましては、平成29年度利用者数で688人、前年度と比べて41人の増となっております。今後につきましては、スクールバスを利用するの運行のため、通学や学校行事が優先されるなど路線や運行日時に制限があることから、今以上の活用については慎重な対応が必要となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目2、市民が安心できる除雪体制について答弁させていただきます。

小項目1、出動基準と除雪体制についてでございます。今年度は、降雪時期が昨年度よりも遅く、除雪出動回数は今現在多くありませんが、市民の通勤や通学、通院などの時間帯に間に合うよう連絡体制を整え、パトロールによる状況確認を行う

ことで除雪体制をしっかりと整えていこうとしていくところでございます。市道除雪の出動基準として、午前零時から2時までの間に市内観測地の降雪状況を確認し、降雪がおよそ10センチか、もしくは明け方までに10センチを見込む場合、吹き込みによる吹きだまりが確認された場合に出動することとしてございます。国道、道道につきましても出動基準については10センチの降雪と同様であります。それぞれの管理している道路、エリアでの観測ポイントや吹き込みの状況により出動の判断をしていただいているところでございます。とりわけ国道については、道路交通に支障を来すおそれがある場合には常に出動することとなっております。

市道の新雪除雪については、基本的に朝までに終了させることと除雪延長距離が大変長いことから、出動判断をする時間帯が早く、国道や道道との出動時間にタイムラグが生じるとともに、早朝の2時から3時以降に降雪があった場合は朝までには作業を終了させられないことから、出動できない場合もございます。このようなことから、出動基準は同じでも国道は新雪除雪をしているのに市道はしていないという事象が発生することとなります。市道においても郊外であれば昼間の出動という場合もございますが、市街地の場合、市民の交通安全確保の観点から、昼間の除雪は行ってございませんので、市民の皆様には事情を御推察の上、御理解をいただきたいと思っております。

また、冬本番を迎える前に国や北海道、警察、消防、町内会関係者といった関係各所に御参集をいただき、除排雪対策打ち合わせ会議を行ったところでございます。会議の中では、情報共有や課題について議論を行い、連携を図りながら効果的で即応性のある除排雪体制をとれるよう努めることが確認されたところです。今後におきましてもしっかりと市民の期待に応えられるよう快適で安心できる道路空間、生活空間の確保に努めてまいります。

次に、小項目2、除雪オペレーターを初めとした人材の確保については、さきに申し上げました除排雪対策打ち合わせ会議の中でも人材確保や育成の観点から、喫緊の課題であることが提起をされており。本市としましてもオペレーターや技術者の確保については、高齢化や担い手不足が叫ばれる中、人口減少社会を迎え大きな課題であることを認識している一方で、育成や技術の継承には時間を要することから、関係機関と協議をす中でしっかりと手法や方策について他市の状況などを参考とし、考察していく必要があると考えているところです。いずれにしましても、将来的にも除排雪事業については継続して実施し続けられるよう他市や国、道の事例などの情報収集に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3の共同墓地の設置について申し上げます。

名寄市の共同墓地につきましては、名寄市墓地条例において主として名寄地区に10カ所の共同墓地が設置をさせていただきます。共同墓地は、霊園とは違いまして、使用を開始をする際に敷地に対しての使用料を納入いただければ、その後の管理料もかからない、そうした位置づけとなっているものを共同墓地としてございます。議員の質問にもありましたとおり、近年墓の継承者がいないために墓じまいをされるケースや放置をされる無縁墳墓問題、孤独死や遺族の遺骨引き取り拒否による無縁者の対策が全国的にも取り上げられています。道内においても同様の状況がありまして、お墓を維持管理することが困難な方の選択肢の一つとして、呼び方は違いますが、共同墓、合葬墓、合同墓と呼ばれているものがありまして、そうしたお墓を設置する自治体がふえてきている現状にございます。議員から質問の共同墓地につきましては、これらに該当するものとしまして、ここで

は合同墓とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本市としましてもこの間合同墓についての調査を行ってまいりましたが、設置をしている自治体の取り扱いの中で他の方の焼骨との混同、そして納骨後は引き取ることができなくなる、そのほかにも冬期間における利用制限、宗教的な行事の制限、また設置をした際の専任職員の配置や公費で設置をして維持管理をすることに対する公平性や、何より血縁者におけるコミュニティ維持の観点などから、この間合同墓の設置に関しましては慎重な立場にあったところでございます。しかしながら、少子高齢化、人口減少が急激に進んでいる状況や先般の議会報告会の中で市民意見の中にも共同墓地、合同墓の設置を求める声があることから、安心して住み続けられるまちづくりの観点からも設置に向けた検討は必要な時期を迎えていると考えてございます。今後は、市民のニーズ調査も含め、設置の必要性や施設の規模など少し踏み込んだ内容につきましてさまざまな皆様の御意見をいただきながら、必要な検討をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。ちょっと順番が変わることをお許しをいただきたいと思います。

まず、先ほど三島部長言われました合同墓についてちょっと最初に進めさせていただきたいと思っております。私が見たのは、北海道新聞の面で見まして、ある方から言われて今回やろうということで決めていたのですけれども、町内会でもそういう方がおられました。この中で墓を継がせる部分というのが子供たちに大きな負担をかけるというのが一番の理由だとか、やはり新聞にも載っていましたが、札幌に住んでいるのだけれども、もう室蘭にお墓があって、誰も管理する人いない

し、逆に経費がかかるので、それを墓じまいして札幌の合同墓に納骨をする。逆に子供たちにやっぱり負担をかけない部分、安心したというふうに新聞に載っております。現状名寄の墓じまいをされる方もきっとおられると思うのです。その墓じまいをされる方の数だとか、理由と言ったらいいのですか、それがわかればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 高橋議員からは、名寄市におけるお墓の返還というか、墓じまいの現状について改めて質問をいただきました。本市が管理をしている墓地、霊園におけるお墓の返還数につきましては、平成27年度が18件、28年度では16件でしたが、平成29年度に34件と急増しました。平成30年度は今現在で31件となっております。

お墓を返還される主な理由でございますけれども、今議員からもありました市外に住んでいることで今後お墓の維持管理が難しくなる、あるいは住所地のお寺や墓地などにお墓を移したいという理由が実は5割近くを占めているほか、お墓の後継者が市内にいないということで、お墓を返還して市内のお寺あるいは納骨堂のほうにお骨を移したいという理由が多い状況でございます。とりわけ昨年ぐらいから担当窓口レベルでは、主にお盆の前後になるのですけれども、墓じまいですとか終活、あるいはお墓の維持は経済的にも負担が重たい、子供たちに負担をかけたくない、お墓を守ってくれる人がいないなどの声が聞こえてまいりました。同時に、お墓の返還届もふえてきている現状にあります。

関連してなのですけれども、改めて合同墓に関連して市議会の中で質問をいただいたのが3年前になりまして、当時合同納骨塚ということでの質問をいただきました。当時は、道内における設置の状況というのは札幌を初めとして4都市にすぎませんでした。しかしながら、高橋議員からも御

指摘をいただきましたけれども、合同墓を開設した都市というのは実は平成27年度以降で15都市を数えておまして、さらに平成31年度で3都市が開設すると伺っております。いずれにしても、市民のお墓に対する考え方も多様化をしている。繰り返しになりますけれども、市民ニーズの把握も含めてさまざまな御意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。状況的には、お墓を地元にいらないので、持っていただくとか、そして墓を閉めて納骨堂におさめるだとか、また経済的理由、子供に迷惑をかける、守ってくれる人がいないということで墓じまいをする方がおられる。4年で約100件に上っているという部分ですから、やはりこの需要というのは高まりつつあるのかなという部分は否めないというふうに思います。今部長言ったように、前に進むということで行われますし、皆さんにアンケートを聞いて、しっかりその状況をつくり上げていただきたいなと。北海道でもやっぱり残り11ということで、きっとほとんどのまちはこの形に進んでいくのかなという部分が見受けられます。やはり子供に将来の負担を起させたくないという部分が多いのかなというふうに思っております。ぜひ研究をされて、またアンケートをとってしっかりと前に進めていただくことをお願い申し上げます。

次に、除雪体制についてちょっとお伺いをさせていただきます。部長言われたように、出勤は10センチというふうになっております。市民の方、夜寝る前に必ず玄関出るのです。うちの隣のおばあちゃんもそうですし、必ず玄関に出てあしたは除雪来るというのを見たら、除雪のところの道路のところまで雪をこうやって出す方がすごく多いのです。きっとこの状況なら出るなというふうに思っているのですけれども、やっぱり開発は

出る。そして、振興局の建設部は出る。名寄は出ていないという部分が見受けられるなどというふうにあるのです。できればやっぱり開発が出たとき、場所の状況、見る状況にもあるのですけれども、なかなかうちはほとんど川のそばなものですから、風で雪がだっと飛ばされてくるのです。すぐ降雪が10センチぐらいになって、もう必ずあしたは来ると思うのですけれども、入らないときが多々ございます。できればそういうところも確認するようなことというのは、町中が多いのでしょうか、零時から1時までの見るポイント地域というのは。それによって全然変わるとは思うのですけれども、状況的にはどこら辺を調査されてスタートされるのかというのをちょっと教えていただければ。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 基本的にパトロール含めて委託先のほうにお願いをしまして、当然名寄地域でありますと市街地と一部郊外地区というふうにしていまして、雪の状況というのは同じ名寄地域でも雪が多い、議員のお話によると風が吹いて、その天候を見ながらの対応をきっただけでいるかというふうに思っております。また、風連も同様にというような形でパトロール等行っていただいておりますので、この場所、この場所というふうになんか今資料は持ち合わせておりませんが、基本的な考えとしては先ほどの限られた時間の中での判断をしなければならぬ場合ということで、かなり慌ただしい中でならざるを得ないという状況もある面御理解いただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひその辺は開発も出る、土現も出たら名寄も出ていただけるような体制をとっていただきたいなということをお願い申し上げます。

先ほど部長が除排雪対策会議の話をされました。そして、この会議では、ことしは全然去年のような、10月25日に雪がどっと降って、降り続いて年前にもう3メートルぐらいになるという部分だったのですけれども、ことしはまだ1メートルにもなっていない状況の中で排雪作業がスタートされました。逆に市民からなぜこんな少ないのに始めてしまうのという意見がございまして。もうちょっと積もってからやっていただければ、これからまた降ったら私たちのところ排雪だとか道路幅が狭くなるという市民の声がきのうあったものですから、排雪会議のことを言われたものですから、ちょっと御意見があればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員のお話ございましたように、今シーズンも12月14日、先週の金曜日から排雪作業についてはスタートをさせていただきました。実は、昨年も大変大雪のシーズンで、議員のお話のとおりでございます。昨年も私の記憶では同じ時期にスタートをさせていただき、大変去年は大雪のシーズンでございました。ことしは、お話しのとおり私の記憶ですが、平年並みのまだ8割程度だというふうに担当から聞いてございますけれども、主要幹線、例年8号道路から始まるわけでございますけれども、当然年末年始までにはやはり重立ったところは一回市道関係はしっかりと排雪をさせていただいて、全面排雪になりますと時間も大変かかる場合もございまして、部分的にはカット排雪で走らせて距離を稼がせていただくとか、調整をしながら年内の作業と考えておまして、生活道路の排雪につきましては例年正月明けからということで、これについてもスタートは同じ時期を考えてございまして、スタート、今回の排雪作業が始まって後々生活道路の予定に影響が出るということは心配はないというふうに御理解いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○15番(高橋伸典議員) よろしくお願ひします。市民は、やはり排雪が入る時期が一番楽しみみたいなのです。逆に豊栄町内会の付近は、佐藤副議長のところは早いのですけれども、うちのほうが一番遅いものですから、2月のもう中旬だとか、そこら辺に来てもうめっこりたまった中で排雪していただいて、なくなったなという部分は大変うれしいのですけれども、できれば市民が本当にもう納得するように、ちょっと場所を変えてここは去年遅かったから早くやってあげるかなというような形で進めていただければなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では最後に、デマンド交通と防災について、もう時間余りないので、中村部長とゆっくりとちょっと対応させていただきたいなというふうに思います。先ほど御料線が10月からスタートされて、また下多寄線が平成23年度から、29年度には3,408名ですけれども、前年度からすると618人減で、なかなか予約の方法で苦労されているのかなという部分をお聞きをしました。逆に予約の方法をパソコンでやっているところもある。お年寄りの方が持っておられるかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、パソコンだとかスマートフォンで予約を入れる方法もあります。だから、ぜひ地域の方と相談されて、ある程度このデマンドというのはほとんど本当に大切ななというふうに思います。今回私これを出させていただいたのは、瑞穂地区の方の一番本当のもう名母トンネルの坂の入り口の付近の80を超えたお年寄りの方、御夫婦の方のところに、娘さんが買い物行くにも病院行くにもバス停が500メートルもあり、ちょっと大変なのです。バス停を移動、つけることはできませんかとか、いろんな相談をされて、一緒に娘さんとその御夫婦のところに行かさせていただきました。そのときに

やはり今曙地区から回ってくるバスの停留所が1カ所しかない。それからもう幌加内に行ってしまうという状況ですから、なかなか停留所をずらす部分というのは難しいというふうに、国交省や何かに言わなければならないので、大変なのですというお話をさせていただきました。そして、今回デマンド交通だとか、そして医療バスが瑞穂地区、もとの小学校のところまで走っているのです。その活用を何とかできないかなというふうに私はちょっと考えさせていただいたのです。あそこの学校からそこまでは1.2キロです。停留所まで500メートルぐらいなのです。だから、あの医療バスがみんな乗ってからそちらのほうの1カ所つくてそれぞれの住民を乗せて医療バスとして活用できないのかなという、私の浅はかな考えかもしれませんが、ちょっとそういう考えがよぎったものですから、どのようなものでしょうか、中村部長。

○議長(黒井 徹議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 大変申しわけない。繰り返しになるかもしれないのですけれども、先ほども少しお話ししましたけれども、医療バスということで、現状スクールバスを利用しているということなものですから、やはり学校関係の通学ですとか、当然学校行事も含めたスクールバスの利用というのはありますので、そこが利用状況がなかなか地域の皆さんの買い物ですとか、あるいは病院の通院というようなことに主眼を置くということにはならないのかなというふうに思っています。地域的には少し利用もふえているという状況についてはお話を聞いているところなのですけれども、改めて地域の皆さんの利用状況なんかも聞かせていただいて、何かいろいろと地域の皆さん御意見を持っているようでありますので、その辺は意見聴取しながらまたやらさせていただきますと思っています。よろしくお願ひします。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○15番(高橋伸典議員) よろしくお願ひしま

す。本当に医療バスあそこにとまって、1.2キロですから車で走らせれば三、四分でぱつとあそこまで行ってしまふかなという部分があったものですから、可能性はあるのかなという部分でちょっとお聞きをさせていただきました。

今御料線、下多寄線をデマンドでやられていますけれども、このデマンドをほかの地域にちょっと広げるという可能性はないのでしょうか。広げられる体制というのをもし、御料線、そして下多寄線は残しておいて、その農村地域で困っている地域にデマンドを別にふやせるという状況はつくれないのか、ちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 少し先ほどもお話ししたかというふうに思いますけれども、現状デマンド交通の関係につきましては国の補助等を使いながらということで、今国のほうからいただける補助金の関係につきましてはデマンドバスと下多寄でおおむね国の基準の限界まで来ているということなものですから、さらに新たな路線をとということ、デマンド交通型のとということであれば、今度は当然国の補助限界ということですので、市の単費というようなことになろうかなというふうに思っているところなのです。これまでも今までずっとお話をしてきましたけれども、今公共交通の関係で計画をつくっている最中ということで、改めてその中でも今の現状のデマンドバスの状況も含めて当然協議はされますし、さらに今お話ししているような地域にまだ交通網が必要だという地域の住民の皆さんの声、空白地帯といいますか、そういう状況も確かにあるというような状況も含めて全体的なアンケートをとりながら計画をつくるといことになりますので、今議員のほうから言われたことについても、デマンド型ということであれば先ほど言いましたように補助についてはない状況になるということなのですが、それ以外の交通手段についてもやはりしっかりと協議をしてい

くということになるかと思えます。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。デマンドは、もう国の補助満額使っているという状況ですので、単費でやればいいのかというふうに思うのですが、その中でデマンドができないのであれば各地域いろんな方策で高齢者の買い物難民だとか、医療難民を守っているところがあるのです。宮崎市の高岡町では、住民主体で協議会作りまして、タクシー会社と業務委託を結んで、そして自宅から医療機関、介護機関、銀行等々26カ所を経由できる体制をつくりました。利用できるのは70歳以上で、事前に登録3,000円が必要なのですが、そして1台に3名を乗せて、その3名乗せたときには250円だとか、から600円ぐらいで運賃は済んでいるそうなのです。昨年も4,900人、初年度は20倍の方がそれを利用しているという状況。これも結局は260万円市からの補助を出して、その運賃分と合わせてちょんちょんになった、タクシー会社は。言われている乗り合いタクシーという方策もありますし、秋田の横手市では路線バスが去年も5年間で3割乗客が減る中で、バス走らせても乗客1人のときがあったというのです。不採算性ということで昨年バス会社が廃止をしたと。でも、その地域でプロの運転手でなくても国の認定の講習を受けた地域住民がハンドルを握る国認定の共助運営体を市が委託して、週4回、運賃は200円から700円をかけて利用者の自宅から買い物、病院等々に移送をされているそうなのです。だから、よそではいろんな方策で高齢者の買い物難民または病院への部分等々をつくっているのです。単費といいますけれども、やはりこの名寄に住んでよかったという方々を一人でも二人でもふやすのが行政のお仕事かなというふうに私は思いますし、それが市民が納得する単費の金額であれば十分通用するのかなというふうに思いますし、この

名寄市内以外の農村部だとか、そういう地域というのはそういう高齢者が多くおられると思うのです。ぜひ研究をされて、公共交通のあり方の協議会もありますけれども、やはり市民の足をつくっていくのが大事なというふうに思っておりますので、その公共交通の部分しっかりと調整していただいて、農村部の方々の足をつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

また、医療バスについてもぜひ研究をしていただきたい。1キロぐらい前だったら、3分、4分でバスで行けます。その可能性をつくれぬのか、中村部長の腕にかかっているかなと私は思っておりますので、ぜひ検討していただくことをお願い申し上げます。

最後に、防災スピーカーについてお尋ねをいたします。平成27年度から共助ということで各町内会、小学校、町内会には3個、小中学校、また警察に緊急通報ラジオを渡していますけれども、やはり町内会3件でしたら主要な頭の方しか持たないのです、私も一応いただいておりますけれども。その中でやはり今回の停電の折に住民が一番不安なのが情報源がなかったという。先ほど中村部長は、これからは車を走らせないで広報車を1カ所1カ所とめて伝達できるように努力していくというふうに言われております。それでは、全員に伝達するまでに半日ぐらいかかってしまうのかなという部分が見受けられますし、私この話をするのは私の語る会で大和市に親戚のいる方が大和市へ行ったときに市役所を含め、屋外スピーカーで89カ所、支所と消防署と屋外で89、そして災害情報、避難勧告だとか避難指示、市民のお知らせで振り込め詐欺だとかスモッグ情報までスピーカーで流されているというのです。名寄市も消防署のスピーカーが2年前にデジタル化になったはずですが、そして、デジタル化であれば同報系として使えるのではないかなというふうに思うのですけれども、その可能性はどうなのかなという部分をちょっとお聞かせをいただきたいというふう

に思います。声で伝達をできないのかということをやっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 消防署の消防の関係のデジタル化に伴って音声も含めた利用ができないのかということになるかというふうに思うのですが、現在消防署のスピーカーの配置につきましては実際には音声が出るのが3カ所ほどということで、全部はやはりデジタル化ということにするとなれば少し消防のほうとも協議も必要になってくるというふうに考えているところでありまして、今お話しのとおり外部の備えつけをつける、屋外につけるスピーカーにつきましてもこの間いろいろと御意見をいただいているところでありますけれども、どうも聞くところによりますとなかなか実際に大雨のときですとか本当に有効な伝達手段なのかというようなところも含めて十分まだ庁内の議論も、いろいろな情報伝達手段考えましょうというところではありますけれども、屋外のスピーカーが情報伝達手段としてしっかりと有効なものなのかどうなのかということでもまだ迷っていますし、消防のほうにつきましても現状としては全部が利用できるようなスピーカーにはならないということで、当然システム改修ですとか、そういうことが発生するのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

スピーカー自体がつけられない、または広報車でも今のスピーカーでは、やはり今家は密閉型になっていますので、もうあの小さいスピーカーではなかなか伝達できないのが現状かなというふうに思います。泉佐野市も市役所本部として市内に74カ所防災スピーカー設置されているのですけれども、そのほかにここでは防災スピーカーで住民が聞こえないという苦情がすごかったみたいな

のです。その中で、私も消防団ですから、火事になるとメールは入ってきます。メール来るのがもう30分も40分もおくれますから、火事に間に合わないのです。でも、サイレン鳴るとここに電話したら場所と名前と住所が、ここで火事ですと、それが繰り返し流れているのです。そこに私は毎回電話をするのですけれども、泉佐野市もその災害情報を聞き取れないという住民が多かったものですから、防災情報を電話をかけて聞ける状況にさせたのです。私は、これでいいのかなと。この方法ならそんな予算もかからないですし、市民にある程度正確な情報が伝わるのではないかなというふうに思うのですけれども、中村部長の思いとしてはどのようなものか、ちょっとお知らせいただきたいです。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 思いということで聞かれましたけれども、当然市民の皆さんの安全、安心を守るということで私ども日ごろ仕事しているわけですから、大雨あるいは停電も含めてしっかりと市民の皆さんに必要な情報については伝達をするということは行政の責任であるというふうに思っています。その中でこういった伝達手段がいいのかということで、今こういった事例がありますと泉佐野市の事例を挙げていただきましたけれども、改めて私どももいろいろな情報伝達手段について調査をするとともに、今議員のお話にあった市の状況なんかも改めて調査をしながら、あらゆる可能性について探っていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。本当に災害はいつ起こるか分からないというのが災害です。そのためにも名寄市の市民の安全のためにぜひ御尽力いただくことをお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の

質問を終わります。

子供たちの未来のために外2件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 議長より指名をいただきましたので、通告順に従い大項目3点にわたり質問させていただきます。

まず、大項目1、子供たちの未来のためについて質問いたします。長期休業終了後の不登校児が多く、対応に苦慮なさっているとお聞きいたしました。冬休み、春休み、ゴールデンウイーク明けなど長期休暇後の不登校になるお子様が多いとのデータもあります。小項目1、不登校児童生徒の傾向と対策について質問いたします。

以前にも質問させていただきましたが、小項目2、いじめ調査と対策について質問いたします。いじめ対策としてのいじめサミットには、私も毎年参加させていただいています。参加した子供たちは、標語を作成し、活用していますし、昨年度からは高校生も参加し、リーダーシップを発揮していました。

複雑化する子供の環境と学校生活の中で、どの子供もその子供に一番適した子供一人一人の権利が保障される、そのことが非常に大切であると考えます。名寄市の中心に子供たちがいて、その生きる権利と能力を最大限生かすことができる子供たちの未来のために、小項目3、子育て支援事業計画のさらなる充実に向けてについて質問いたします。

近年全国的に局地的な大雨や地震などによる自然災害が多数発生しています。私自身も昭和53年の宮城県沖地震の発生時仙台市に住んでおり、言葉に尽くせない恐怖を体験いたしました。地震がないと思われていた名寄のこの地域も震度3の地震の可能性があるということを知りました。大雨による災害や冬季における大規模停電、地震による災害など、これまで想像したこともなかったことが現実になり、恐怖を覚えています。災害で一人の犠牲者も出したくない、その思いから、

大項目2、今冬の雪対策について質問いたします。

昨年12月には、国道40号線において暴風雪により多重衝突事故が発生し、一時100台を超える車が立ち往生いたしました。これからその時期を迎えるわけですが、昨年の経験を受け、ことしはどのような対策を考えているのか、小項目1、大雪への対策について質問いたします。

ことし9月に発生した北海道東部地震ではたくさんの方の命が失われ、今も避難生活を余儀なくされています。まだ夏だったからよかった、これが冬だったら豪雪、厳寒のこの地域では死傷者が出たかもしれないという声もあります。その対策のためには、訓練が必要であると考えます。小項目2、冬季の避難訓練の実施について質問いたします。

地震時には、ブラックアウトで私は41時間、約2日間電気のない生活を体験いたしました。まさに電気がないと何もできないということを痛感いたしました。小項目3、冬季における停電対策については、どのような対策をしているのか質問いたします。

近年は、考えてもいなかったような度を越した激しい局地的な大雨や大雪がいつ起きてもおかしくないような自然状況です。この自然現象を広く知っていただくために防災拠点として防災センターや河川防災ステーションの建設が必要であると考えます。また、先日小学校の児童がふるさと未来トークで名寄市の将来に向けてさまざまなすばらしい提言をしていました。その中に名寄市の川の氾濫などを3Dで体験できるような防災センターを建てて市民の防災意識を高めるということがありました。新聞記事では、提案の発想がすばらしく、レベルも高い、政策に生かしたいとのことでした。今まさに必要とされている小項目4、防災センターの設置について質問いたします。

ことしも雪の季節がやってまいりました。私たちにとっては除雪に追われ、冬の暖房費を考えると少し迷惑な雪ですが、観光客や雪のない地域に

住む私の友人たちはすばらしい、きれい、おとぎの国みたいと表現します。長いモノトーンの冬景色を終えると、花々が一斉に咲き誇る名寄の春。シバザクラがあぜ道を飾り、水田に美しい姿を映します。夏にはひまわりが咲き乱れ、家々の庭には競うように花々が咲き乱れます。ひまわりを中心に春のシバザクラ、秋の稲穂、冬のダイヤモンドダスト、サンピラー現象などすばらしい景観は、市民はもとより市外から訪れる人々の交流拡大にも寄与しているところです。大項目3、名寄市の美しい景観を生かした観光とその活用について質問します。

昨年第2回定例会でも取り上げましたが、いつときのような盛り上がりには欠けているとの御指摘のあるひまわり観光は、市民の皆様も協力してきましたし、さまざまな場面で名寄のアピールに大きく貢献してきたところです。小項目1、ひまわり観光の現状と今後の取り組みについて質問いたします。

また、本市には健康の森、道立サンピラーパーク等の自然環境を楽しめる施設が整備されており、市内外の観光客を楽しませているところです。これらの施設を有効活用することで交流人口拡大につながると考えます。本市では、ひまわりや星、冬の雪質日本一、サンピラー現象など多くの地域資源があります。市民に親しまれてきた美しい景観や施設については、市民の皆様のお宝であるとともに、季節ごとの楽しみでもあります。思い出もそこで生まれ、育てられています。そのような意味で関係する皆様には、非常に関心の深いものがあります。このような自然現象を生かした交流人口の拡大策として、小項目2、地域資源を生かした観光推進について質問いたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（黒井 徹議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 高野議員からは、大項目3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の（1）と（2）については私から、大項

目1の(3)についてはこども・高齢者支援室長から、大項目2については総務部長から、大項目3については経済部長からの答弁となりますので、よろしくをお願いします。

初めに、大項目1、子供たちの未来のために、小項目1、不登校児童生徒の傾向とその対策についてですが、不登校児童生徒とは病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のことであります。文部科学省の平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果では、北海道の公立小中学校における不登校児童生徒数は平成28年度と比べ小学校では1,196人で165人の増加、中学校では4,370人で406人の増加となっております。本市におきましては、平成29年度に不登校の状況にあった児童生徒は20名であり、平成28年度と比べ3名減少しておりますが、少ないとは言えない状況であり、不登校に対する取り組みの改善、充実を図ることが課題となっております。

また、長期休暇明けに不登校が増加するとの御指摘につきましては、文部科学省の不登校に関する実態調査、平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書において休み始めた時期として7月から9月の割合が28.4%と最も多くなっており、本市におきましても同様の傾向は見られているところです。さらに、不登校の傾向としましては、不安や無気力がそれぞれ4分の1以上を占め、学業の不振や進路に係る不安、友人関係をめぐる問題、家庭に係る問題などさまざまな要因が挙げられます。しかしながら、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、明確に把握することが難しく、不登校状況が改善されるまでには至っていない事案があることも課題となっております。このため、各学校においては情報の共有を図り、組織的に対応方針などを決定し、担任や学年主任、

生徒指導部が中心となった家庭訪問等を通して当該児童生徒や保護者の個々の状況に応じた働きかけを行っております。具体的には、必要な支援のあり方等を組織が一体となって検討、改善したり、状況に応じて教育相談センターや健康福祉部による相談支援、医療機関等との連携を図ったりするなど、不登校状況が改善するための取り組みを推進しております。今後とも教育委員会といたしましては、学校に対し不登校の予兆への対応を含めた組織的な取り組みと児童生徒が将来に対する夢や目的を抱き、学ぶ意欲を持って学校に通うことができるような授業改善による未然防止の取り組みを一層強力に推進するようお願いしてまいります。

次に、本市におけるいじめ調査と対策についてお答えします。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。そのためいじめの未然防止と早期発見、早期解消が重要であり、道教委のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケート調査では平成29年11月より児童生徒に対する設問においていじめられたことがあるの表記を嫌な思いをしたことがあるに変更し、より積極的ないじめの認知が進められております。その結果、北海道の小中学校では平成30年6月末段階で5,909件の認知があり、前年度比2.8倍となっております。本市におきましても平成29年度は市内小中学校で3件の認知の報告がありました。また、30年6月調査では4月から6月までで嫌な思いをしたことがあるとの回答が189件ありました。この189件について当該学校が聞き取り等を行い、13件についていじめと認知しました。教育委員会としては、各学校と連携し、情報の共有と今後の再発防止に向けての取り組みをお願いし、この13件については現在は解消状況になっ

ております。このような調査を適切に実施することや学校教育に携わる全ての関係者がいじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得るという危機意識を持って児童生徒のわずかな変化やサインを見逃さないように努め、情報共有を図ることにより早期発見、早期解消につなげているところであります。また、市内中学校の3校には心の教室相談員を配置したり、教育相談センターではハートダイヤルを設置したりするなど、個人情報の管理に十分配慮しながら、児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に話したり、相談をすることができる心のケアを図っております。

しかしながら、何よりもいじめの発生を未然に防ぐことが重要であり、いじめはどんな理由があっても許されないとの意識を高めるため、児童生徒による自主的ないじめ防止の取り組みが必要となっております。本市におきましては、教育委員会と各学校の連携のもと、保護者や地域の方々に声をかけながら、市内全小中学校及び高校の児童会、生徒会の代表者が一堂に会する名寄市小中高いじめ防止サミットを毎年開催しております。このサミットにおいては、各学校が行っているいじめ防止の取り組みを交流したり、名寄市小中高いじめ防止宣言やいじめ防止標語を採択したりすることで、各学校における児童生徒による自主的ないじめ防止の取り組みの一層の充実を図っているところであります。教育委員会といたしましては、今後も本年4月に改定した名寄市いじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、ふだんの点検、評価により改善を加えながら、いじめの未然防止や早期発見、早期解消によるいじめの根絶を学校や関係機関と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目1、子供たちの未来のために、小項

目3、子育て支援事業計画のさらなる充実に向けてをお答えいたします。

名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方は、児童の権利に関する条約の基本原則である子供の最善の利益が実現される地域社会を目指し、子供の視点に立ち、子供の生存と発達为保障され、上質かつ適切な内容及び水準のものとするため、平成27年度から平成31年度の5カ年の計画で実施しており、その計画に基づき各種事業や施設整備などを推進しているところでございます。

本計画の基本目標の一つであります子供の権利が尊重される名寄では、児童の権利に関する条約における4つの権利に基づき、子供たちが安心して生きるための支援、虐待や犯罪から守られる支援、平等で自分らしく育つ支援、意見発表や参加するための支援の4つの支援を柱とし、子供たちの権利を尊重し、地域活動や学校、幼児教育、保育施設などを通じて子供たちを見守りながら実施してきているところでございます。来年度は、本計画の見直しの時期であり、一人一人がかげがえのない存在であり、次代を担う子供たちが豊かな気持ちで伸び伸びと育まれるよう引き続き児童の権利に関する条約の理念に基づき、名寄市の現状や利用者のニーズ把握などを行いながらさらなる充実に向け計画の策定をまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、今冬の災害対策についてお答えいたします。

初めに、小項目1、大雪への対策についてでございます。昨年12月の猛吹雪により市内の国道40号線において複数の車両の事故と100台を超える車両の立ち往生という事案が発生しました。事故当日は、名寄警察署からの要請により市道を国道の迂回路として確保するなどの対応をしてきたところです。これらの事象を受け、11月に国道を管轄する国土交通省と北海道警察、国道の除

雪事業者の3者により和寒町から美深町までの国道の道路診断を行い、防雪柵の夜光反射板の増設や防雪柵を機能的に使うために除排雪回数をふやすなどの対応を行うこととなったと伺っております。また、冬期間だけではなく、通年の上川地方道路防災連絡協議会を国が中心となり道、市町村のそれぞれの道路管理者、各消防本部や北海道警察など関係機関と広域的な連絡体制も構築されております。本市におきましても同様に除排雪対策会議として国、道、市のそれぞれの道路管理者、名寄警察署、消防、町内会連合会、除雪事業者、市役所内の関係各部が一堂に会し、今シーズンの除雪体制の確認や意見交換を行ってきたところです。この会議において名寄警察署からは、昨年のような猛吹雪の際の対応についての問い合わせがあり、関係する各機関の連絡調整の確認を行ってきたところでございます。

次に、小項目2、冬季避難訓練の実施についてお答えいたします。名寄市の避難訓練につきましては、名寄市の地域防災計画に基づき毎年内容について検討しながら実施してきているところです。特に昨年からは、平成28年に想定最大規模の降雨による浸水想定が公表されたことや全国各地で発生している大雨などによる被害を想定し、洪水に関する防災訓練を実施してきているところです。この訓練につきましては、以前にもお話しした経緯があるかと思いますが、数年継続して実施していくこととして計画してきたものでありまして、内容に若干の変更はありますが、来年度も水害に関する訓練を継続することで検討していたところです。

御質問の冬季の訓練につきましては、平成26年度に暴風雪などによる遭難者の救助訓練や停電を想定した訓練を実施して以来行っていない状況となっております。冬季の防災訓練の実施につきましては、おおむね五、六年に1度実施するような考えで進めていたところですが、今回の停電などの事例もありますので、その時々的情勢によっ

てどのような訓練が必要なのかしっかり検討しながら実施していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目3、冬季における停電対策についてお答えいたします。冬季の停電対策についてでございますが、広報なども掲載させていただいておりますが、今回の停電を踏まえて電源の要らないストーブやオール電化の家庭においてはカセットこんろ、おおむね3日分の食料品など各家庭で必要となる備蓄品それぞれ備えていただくことが重要となると考えております。市の対応といたしましては、冬季に復旧のめどがつかないような停電があった場合には避難所を開設し、避難を呼びかけることになるかと考えております。また、情報の伝達につきましては、広報車などが主軸となると思っておりますので、しっかり周知できるような対応に努めてまいりたいと思っております。避難所の開設場所の設定につきましては、停電の地域や飲料水の確保や電力が確保されている場所などさまざまな要件などを踏まえて検討されることとなります。また、町内会においては自主防災組織が設立され、各町内会館を開放し、対応される町内会もあるかと思っておりますので、連携できるところは連携して対応していきたいと考えております。

次に、小項目4、防災センターの設置について申し上げます。名寄市に防災センターを設置する考えということでございますが、防災センター、河川防災ステーションなどがありまして、それぞれ機能が異なるものとなっております。防災センターは、定義的には防災設備の管理や災害時の消防活動、避難誘導を集中的に行うための管理室というような施設となります。河川防災ステーションは、水防活動を行う上で緊急用資材の備蓄などを行う施設となります。現在天塩川の流域では、北海道開発局において士別市に河川防災ステーション、中川町、音威子府村に水防拠点に既に設置されているところです。消防署等併設するような防災センターや体験型のみ施設整備をすること

となれば名寄市単独での事業となり、財政負担も非常に大きくなります。士別市の河川防災ステーションのように国の事業において施設整備されれば水防活動に非常に有効となると考えますが、北海道開発局との協議が必要であり、名寄市だけで判断することはできない状況となっております。

お話にあったように、体験型での学習設備などにつきましては、こういった施設に併設することも可能と考えております。いずれにしても、設置者との協議とはなりますが、防災の拠点となるような施設でございますので、今後も研究させていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の3、名寄市の美しい景観を生かした観光とその活用について、初めに小項目の1、ひまわり観光の現状と今後の取り組みについて申し上げます。

名寄市におきますひまわり観光につきましては、昭和63年の民間団体の試験栽培から始まり、平成5年からは智恵文地区の生産者により約10ヘクタールの大規模ひまわり畑が取り組まれ、本市の夏を代表するメイン観光となっております。しかし、観光客の出入りによるジャガイモ畑への害虫持ち込みなどが懸念されたことから、平成18年度に智恵文地区の大規模ひまわり畑を中止することとなりました。その後道立サンピラーパークがオープンをし、市街地からの立地、景観など適地と判断をしまして、智恵文地区のMOA農場と同様にひまわり観光のメインスポットとして観光客の受け入れ態勢を整えてきたところでございます。その後本市のひまわり畑を全国的に大きくPRするきっかけとなった映画「星守る犬」は、多くの市民の方々にもかかわっていただき、観光によるまちづくりの機運醸成とともに、交流人口拡大に寄与してきたところでございます。

本年度のひまわり観光の取り組み状況につきましては、ひまわりの見ごろとなった8月10日以

降の天候不良によりまして入り込み人数は7,599人と昨年より607名の減少となりましたが、昨年同様市民参加型の取り組みとして実施しておりますひまわりの種配布は1,532袋と昨年を上回る実績となっており、ひまわりボランティア事業につきましてはサンピラーパークのひまわり畑における遊歩道の整備や除草作業などに73名の方に御参加をいただいたところでございます。このほかにもひまわり畑と市内飲食店、宿泊施設をめぐるスタンプラリーの開催やSNSによる情報発信、フォトコンテストなどを実施しております。また、名寄産業高校酪農科学科の生徒によるひまわりパウダーを使用したスイーツなどの販売も行い、ひまわり畑を訪れる方々へのPRに御協力をいただいたところでございます。ひまわりにつきましては、本市における貴重な観光資源と認識しておりまして、今後とも夏のメイン観光としてイベント内容の見直しなどを検討しながら、交流人口拡大へ向けて取り組んでまいります。

次に、小項目の2、地域資源を生かした観光推進について申し上げます。本市におきましては、名寄市総合計画の観光分野における具体的なアクションプランといたしまして、平成23年度に名寄市観光振興計画を策定しております。その目的といたしまして、魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となり交流人口の拡大の視点に立ったまちづくりを行うとしておりまして、施設、景観、味覚、催し物などの既存資源を四季に分けて整理をし、その価値を磨き上げ、交流人口の拡大につなげることでございます。

この地域資源を生かした観光の新たな取り組みといたしましては、平成28年に観光庁から認定をされました広域観光周遊ルート、日本のてっぺん。きた北海道ルート。で実施されていますインバウンドを対象としたモニターツアーなどにおきましても主要な地域資源であります夏のひまわり、カヌー、サイクリング、冬のカーリング、スキー、雪遊び、天体観測などを体験いただいているとこ

ろでございます。また、景観、観光地域づくりを目的としたシーニックバイウェイの取り組みといたしましては、本市を含む9市町村による天塩川シーニックバイウェイが昨年度ルート認定を受けたところでございます。この組織が中心となり、現在自転車、カヌー、フットパスやJR、バスなどを移動手段としながら、地域資源であります自然風景や歴史、文化に触れ、御当地の味を味わい、アクティビティーを楽しむ旅としてきた北海道エコ・モビリティ事業を進めているところでございます。また、農業分野におきましても収穫体験などの旅行商品化へ向けた取り組みも進められており、本市のよさを知る体験メニューの一つとして検討しているところでございます。今後とも本市の地域資源を磨き上げ、ストーリーづくりを通じて本市を訪れる動機づけとなるよう進めてまいりたいと考えております。

また、近隣市町村との連携により各地域の資源を結びつけ、魅力を高め合うことにより訪れる方々の満足度向上につながることから、道北地域における観光の中心としての役割を担いながら、住んでよし、訪れてよしの観光づくりを地域住民の皆様とともに作り上げていきたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず最初に、不登校とかいじめの状況については現在ないということで答弁をいただいたというふうに思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。非常に今いじめだとか不登校だとか、児童相談所が本当に足りなくて、人員増強をするということで、今回の重点の第2次の中期基本計画の中でも新しい事業で子供家庭相談視点拠点事業ということが行われているわけですが、今までの児童……これは事業が統合されてこれからスタートするということですよ。この目的につ

いて教えていただきたいと思えます。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（高野美枝子議員） 今年度から、中期計画の中で子ども家庭総合支援拠点事業というのが始まっておりまして、これというのは不登校児で児童相談所、非常に大変な対応をしているということで、今市町村にもということで事業が移ってきているというふうに思うのですけれども、このことについて名寄市の状況についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 子ども家庭総合支援拠点事業ということで、今回中期計画のほうにも統合という形でさせていただいております。従来からの事業の統合ということで、児童相談、それから要保護児童対策協議会の強化ということで、その事業の統合でございます。今議員からもありましたとおり、今回国のほうから児童相談所職員ということで2,890人ふやすことによりまして虐待防止、それから全市町村に支援拠点を整備するということがプランが概要が発表されたところでございます。名寄市におきましても従来から相談員の配置については行っておりますけれども、中期計画の中で来年からその拠点化ということで設置をしていくということで考えておりまして、特に子育てだとか、それから虐待の部分についてはそういった相談に今後対応するために拠点化によって強化をしていくということで事業のほうには掲載させていただいております。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 名寄は児童相談所がないので、遠くて相談するにもなかなかということもお聞きするところでありますし、また最近虐待だとか、いろいろなことが起きている状況の中で、いじめも複雑化してきておりまして、解決に難しいという声をお聞きしているところでござい

ますが、その辺の考え方について教育現場ではどのように捉えているのか、再度お聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 確かにいじめの関係につきましても、近年いろんな状況というのが絡み合っていて起こっているということもありまして、ただ昨年から調査の方法が変わったということで件数がふえているということですが、その一つ一つの件数は聞き取りをしながら丁寧に洗い直していくと、最終的にはいじめではなかったというようなこともありますので、今後も学校の中できちっと子供たちを見るというか、見守っていくという、やはり何らかのシグナルといいたしよるか、が出てくるということだと思っております。その辺は、やはり担任を含めて先生方ネットワークの中でいろいろな角度から見ながら子供たちとつき合っていくということが大事なのではないかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 非常に複雑化して件数も多いということで、現場での御苦労ということでも大変お聞きしているところでございます。本当に今児相も、児童相談所でございます、もう非常に件数多くて対応に苦慮しているというのが今の社会現象だというふうを考えております。そこで、当市では名寄市子ども・子育て支援事業計画においてしっかりと取り組んでいるということでございます。また、今見直しの時期に入っております、そのことについて今後これを受けて計画を立てられるのだというふうに考えますけれども、その辺どのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁しましたとおり、支援拠点の整備ということで体制も強化するというので、年々虐待に絡む件数については名寄市だけではなくて全国的に

増加しているという中では、この事業によりましてさらに児相の職員の増加も含めてそれぞれ関係機関と連携しながら支援に当たるということで、計画にもそのような内容で反映していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 職員に当たっては、専門家を入れるということでもいいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 一応有資格者ということで、専門職の配置が定められておりますので、そういう形で専門職を配置していくという予定でおります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 名寄市も一生懸命対応に取り組んでいるということでは私も本当にありがたいなというふうに思っていますけれども、なかなか解決されない。また、深刻化する子供、子育てに関する事案がふえているということで、先輩議員がこの間ずっと子供の権利条例について質問してきたところでございます。私も質問させていただきまして、26年の第2定例会で質問させていただいたところです。その折には、内部で研究を重ねながら検討してまいりたいと考えておりますという答弁をいただいたところでございますけれども、その後内部で研究を重ねられたというふうに考えますけれども、その結果についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 子供の権利条例の関係の質問でございます。先ほどありました名寄市の子ども・子育て支援事業計画、27年度から実施をしているところでありますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、児童の権利に関する条約、これをいかにしっかりその精神

を取り入れながら子供のために市としてどういった政策に取り組むかということでは、先ほどの計画の中に盛り込んでいるところでもあります。先ほども報告していますとおり、児童の権利に関する条約におきましては4つの柱で成り立っているということで、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つについては先ほど申し上げました計画の中の子供の権利が尊重される名寄ということで取り組んでいるということで、本市におきましては条例を制定はしませんけれども、しっかりした条約に基づいた対応を進めているということで、そういうことで取り組みを進めているということでこの間研究して対応しているということであります。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に内部で検討ということですが、私も何年間か見させていただいたのですが、全然国の条例があるから名寄市の条例は要らないと、計画でいいのだという考え方でいいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 基本的には、全国の子供たちが基本的な守られるという部分でしっかり対応していくという部分では、国のそういった定められたものに応じて全国の自治体が投げた対応するということが1つあるかというふうに思っています。本市におきましても先ほど申し上げましたけれども、そういった精神をしっかりと取り入れながら対応しているということで、条例を制定してはおりませんが、十分な配慮をしながら子供の権利を守る、そういった取り組みを進めているということで対応しているということで御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 上位に国の条例があるから名寄市の条例が要らないということではなくて……

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（高野美枝子議員） 国の法律。あと、国連とか、条約批准しなさいということであると思うのです。なぜ名寄市の条例ができないのかということは非常に不思議で、26年の第2定例会のときに私ちょうど男女共同参画が計画から、計画を踏まえて今条例をつくるというような答弁もいただいております、計画をつくって、次に条例が来るのではないかというふうに私は思っているのですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 国の法律なり、そういったものが施策が全てが自治体で制定をされているのではないというふうに考えております。自治体独自のものを取り入れたら、そういったものにすれば当然国のそういった法律等を参酌しながら自治体で条例を制定して、独自のものを組み入れながら対応するというふうになるかというふうに思います。この件におきましては、先ほどから申し上げますとおり国のそういった条約に基づいてしっかり対応していける。それに基づいてやることで対応とれているというふうに考えておりますので、改めて市のほうで条例を制定しなくてもしっかりとしたその精神も含めて計画等に掲載しながら対応してきていますので、今後とも本市としてもそういった対応でいきたいというふうに今のところは考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 計画と条例とどのように違うか、捉えているのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 条例言えば名寄市の独自の部分で、何かやる部分につきましては条例を制定して取り組むというものがあると思います。ただ、上位法によって取り組む法律等があればそれに基づいてやるというものこれは自治体として取り組みできるものでありますので、基本

的にこの件につきましては国のそういった条約とか法律、そういったものに基づいて計画をつくっているということでもありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） やはりこれだけいじめ、不登校、ネグレクトだ、虐待、いろんな問題が子供の上に起きてきていると。そこを捉えて、やはり全市的に全ての市民が子供のために条例をつくって認識を新たに将来を担う地域の子供たちをしっかりと育てていかなければいけないということで、私は条例をつくるべきであると思うのです。そして、男女共同参画のときもそうでしたけれども、やっぱり市民がそのことについて議論をする。こうだよ、ああだよ、男女共同できたら女の人だけよくなるの、そうではない、みんながよくなる、男性もよくなる、みんなが改めて人権のことを考えるきっかけになるので、条例というのはそういうもので、市民を巻き込んで今のこの状況をどうしていくかということで、やはり条例をつくったほうが良いというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私は、法的な詳しいことはよく承知しておりませんが、以前奥村議員のほうから子供の権利条例の制定について教育長の考え方、どういう考え方かということでお聞きされたときにも答弁申し上げたのですが、児童の権利に関する条約の効力が発揮しようとしている、ちょうどその当時でございますが、文部省の文部事務次官通知というのが出されております。そのときにもお話ししたのですが、その中でこんなことが言われております。本条約は、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法、教育基本法等と軌を一にするものである。したがって、本条約の発効により教育関係について特に法令等の改正の必要のないところであるという指摘がされております。さらに、この通知の中で学校におい

ては本条約の趣旨を踏まえて、日本国憲法及び教育基本法にのっとりまして教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の統一の徹底を図っていくことなど、何点かの留意点はここで示されたところがございます。したがって、例えば学校におけるいじめだとか不登校とかいろいろありますけれども、これについては学習指導要領に基づいて行われている我が国の教育というのは、子どもの権利条約の精神とか理念が全てその中で保障されているという受けとめを私はしているところがございます。したがって、教育委員会としては子供の貧困ですとか虐待ですとか差別などへの対応については子どもの権利条約の有無にかかわらずやっていかなければならないこととございますので、子供の権利条例を制定するかどうかというのはあくまでも市町村のそれぞれの考え方の判断によるものだという認識をしているところとございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 教育長の立場で教育委員会としてはそうだというふうに十分理解しますし、計画に沿って一生懸命進んでおりますし、名寄はほかの市町村に比べて本当に子供たちが恵まれているなというふうにも考えるところでありますけれども、やはりこれは全市的な問題で、教育委員会のみならず、全ての市民が子供の将来に向けて、今本当に大事なときにあると思うのです。子供のときに学校に行けない、休む、それが一生その子の将来にかかわるとしたら、やはりそこで何とかしなくてはいけないというふうに思うのです。だから、教育長として、教育委員会として本当に一生懸命やっただいただいている、そのことは私わかります。でも、全市的にどうなのかということをお尋ねしているところです。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど教育長お話ししたという解釈を私も同じような解釈を持っています、当然教育基本法だとか、そうした憲法だとか

に子どもの権利条約というその精神がしっかりと入り込んで子供たちの教育がなされるべきだということで、そのたてつけの中で今名寄市も市全体としてそういう教育にも当然かわりながら子供をいかに健全に育てていくかということは我々の、市民の、あるいは大人たちの使命であるというふうに思っています。これは、条例をつくったからさらによくなるのだとかというような議論があるのかもしれませんが、今のところは我々としてはそういった形で、国の姿勢にのっとり子ども・子育て支援事業計画を着実に進めているということで、この計画をブラッシュアップしていくことに尽きるのだというふうに思います。市民の皆さんのそうした機運が高まっていないということであれば、それは子供たちがこういった今非常に危惧される状況があって、その市民の皆さんの声が高まっていない。だから、条例を制定すべきだというお話だったと思うのですが、その前にそういう受けとめでないということであればさらに子供たちが今どういう状況にあって、我々としてはさらにすべきことはあるのかということをも市民の皆さんにもこれから開示をし、議論をしていくということが肝要ではないかというふうに思っています。計画の着実な推進が大事だというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に機運が高まっていないのではなく、やはりそういう声が、条例をつくって子供を中心に、子供を一人の人間として扱っていく、一人の人間として尊重していく、尊厳を持って接する、そういうことが教育委員会でも十分言われていることですが、それを全市民的に市民が一つになってこの地域の子供たちを、またほかの北海道中の子供たちを大切に育てていこうという、そういう思いから発言をいたしました。なかなか一致するところにはいかないというふうに思いますので、また次回議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今冬の災害対策についてですけれども、大雪で去年100台ぐらい車がとまりまして立ち往生して、本当に命にかかわる事件になるかなというふうに思いました。対策についても十分に対応していただけるのかというふうにも思うのですが、協議会だとかさまざま細やかな対応していただけるということ、ことしは用事のないときとか、なるべく外に出なければいいというふうに思うのですが、そこら辺の警報というのですか、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員のほうからは、昨年12月26日の名寄から風連に向かう国道40号線での午前7時、8時ぐらいから地吹雪で、重複した車両の事故で100台ほどがとまるということで、大変強風で大雪でということで、ホワイトアウト状態になった中での事故だということに承知しております。約100台の車が立ち往生しまして、その中の一台が出勤する私の一台でございまして、その場におりましたので、大変強く印象に、記憶に残っているところでございます。こういった事態の場合の予防法とか、事前の自治体としての警報というのはちょっと正直難しいものがあるのだろうという。今国道であれば開発、そこを中心にさまざまなメディアといえますか、もちろんテレビにおける道路情報、天気予報だとか、さまざまな事態が予想される、その情報が数多く提供されております。ぜひこういった悪天候の場合は、まずみずからの身を守るといいますか、交通や移動に十分みずからまず配慮をしていただいて、そういったものでしっかり確認をいただいて、やはりどうしても出なければならぬという場合は十分気をつけていこうというふうにお考えいただけるのがよろしいのではないかなというふうに思っております。決して自治体や行政が何もしないということではなくて、まずはこういった事態をそれを回避するというで認

識をいただきたいと思ひますし、先ほど総務部長が申し上げていましたように、万が一の事態が発生した場合には警察、消防、そして我々行政、除雪業者も含めてしっかり対応していきたいというふうには考えていますので、そのように御理解いただければなと思ひてございますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 外に出なければ一番いいのですけれども、やはり仕事があり、出なければならぬという状況も考えられますので、対策についてはいろいろと講じていただいていますので、ことしの冬が安全であることをお互いに努力したいと。努力してもどうしようもないのですけれども、外に行かない、災害に遭わない、そういうことを考えながら毎日生活していければというふうに思ひます。

自主防災組織の冬季における停電対策ということで、今回町内会館に集まって本当に困ったときは町内会館に行けばいいというふうな、そういう地域もあったというふうに伺っております。今までの防災の組織、町内会の啓発、そういうことが実になってきてよかったなというふうに思ひます。今後冬にまたそういうことが起きる場合、自主的に町内会とかに集まる地域も出てくるように思ひますけれども、そのことについてどのように考えているかお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今回9月の停電の際に名寄、風連、2つの町内会のほうで自主的に地域の皆さんに集まっていただいて、携帯の充電なり、あるいは地域の中で地域の皆さんの、高齢者の皆さんの見回りなどを行っていただくですとか、防災の自主的な防災組織ということで現在約20ほどの組織はありますけれども、そういった組織の立ち上げなどが少しずつ防災だけではなくて今回の停電の際にも生かされたというふうに考えて

いるところでありまして、今回41時間余りにわたるといふことで、今までにない停電だったものですから、皆さん非常に不安になったかというふうに思ひますけれども、それぞれの地域の町内会が力強い私どもに対する支援も含めましていただいたことについて、大変感謝を申し上げたいと思ひています。今後も自主防災組織の立ち上げについて連携をとりながらやってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加入者に重い負担を強いている国民健康保険制度のあり方について外2件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従ひまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、加入者に重い負担を強いている国民健康保険制度のあり方について伺ひます。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。そして、協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を2014年政府に求めました。かねてより国保税の負担軽減を求めてきた日本共産党は、先月国保政策を発表したところであります。

そこで、次の3点について名寄市のお考えをお聞ひいたします。1つ、国庫負担の増額を求めることについて伺ひます。1984年の法改定で国

保への定率国庫負担を削減し、その後国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成もかつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっています。これでは、国保の構造的な危機を打開するためには国庫負担をふやす以外に道はありません。お考えをお聞かせください。

小項目2つ目、均等割、平等割を廃止することについて。子供の多い世帯への負担は非常に大きいものがあります。均等割、平等割を廃止することについてのお考えをお聞かせください。

小項目3つ目、保険証の取り上げをなくすことについて伺います。名寄市は、資格証明書の発行はしていませんが、他市では保険証がなく病院にかかることができなく、手おくれになった事例が報告されているところでもあります。名寄市の考えを改めてお聞かせをいただきたいと思います。

大項目2点目、公営住宅の入居にかかわって伺います。入居を希望しても何度も抽せんを外れてしまうなど、希望者が集中する住宅とそうでない住宅の差がありますが、高齢者や若い世代の入居希望の声が寄せられています。

そこで、伺います。小項目1、大学生の入居について伺います。給付型の奨学金制度で支援が行われることが今提案されているところですが、多くの学生からは家賃の負担が大きいとの声が上がっています。学生寮の希望もあります。民間活力による学生寮等の整備が進められるようですが、空き室が多い公営住宅への入居を可能とする目的外使用の検討も必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

小項目2つ目、入居者資格、条件について伺います。2018年3月30日付国交省住宅局長より公営住宅管理標準条例案についての改定について、各都道府県知事や政令指定都市の長に送付されている管理条例の改定を行うことになっているようですが、保証人の規定の削除や緊急連絡先の

提出、さらに所得制限など入居資格、条件についてお知らせをいただきたいと思います。

小項目3つ目、福祉との連携について伺います。滞納者へは家賃の減免と民生部局との十分な連携が必要と考えます。群馬県では、独自に県の住宅課が社会福祉士を雇用して家賃滞納者への福祉的な相談に乗っているという事例もあります。名寄市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目3点目、男女共同参画推進にかかわって伺います。先日2018年のノーベル平和賞の授賞式が行われました。紛争下の性暴力撲滅に向けて献身的な努力を続けてきた功績が評価されての受賞です。このことが性暴力の根絶に向けて前進することを強く願うものです。

そこで、小項目1つ目、セクシュアルハラスメントのない環境づくりについて伺います。セクハラなど言葉は広まったけれども、その意味は明瞭にならないまま、理解されないまま使用されてきた、政治、経済、教育と各分野で意思決定権者に女性が少ない中では支配、被支配の関係が男女の関係として常態化しています。これは、ことし明らかになった医学部の入試における女性差別対策弁護団の共同代表として名を連ねている角田由紀子弁護士の言です。2017年版ジェンダーギャップ指数では、日本は調査対象144カ国のうち114位と前年より順位を落とし、過去最低となっています。直近の情報では、110位になったという情報もあるようです。セクハラを生む土壌としての社会を変える必要があります。私たち自身が日々見えない家父長制度、見えない性差別の中で生きてきているのではないのでしょうか。余りに強固な性差別社会の中であって、残念なことに女性の中にもそれを受け入れる、やむを得ないと考える人たちがおります。不当だと声を上げればバッシングされる日本社会では、そのような女性の存在を一概に批判することはできません。男性も含めた人間の尊厳がより大切にされる環境づくりが求められます。市のお考えをお聞かせくだ

さい。

小項目2つ目に、女性に対する暴力をなくす環境づくりについて伺います。女性に対する暴力撤廃国際デー、これは2012年11月25日から国連が決めました。日本では、ことし11月12日から25日の間内閣府男女共同参画局が女性に対する暴力をなくす運動を実施しました。名寄警察署管内でDV被害、認知件数で年に十数件あると地元紙が紹介していました。こうしたことに対する暴力をなくす環境づくりについて、当市の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ただいま川村議員から大項目で3点にわたりまして質問をいただきました。大項目1につきましては私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3につきましては総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくをお願いします。

大項目1の国民健康保険制度のあり方につきまして、小項目1から3まで関連がありますので、一括して申し上げます。国保の都道府県単位化につきましては、毎年度国から約3,400億円の財政支援が確約をされております。平成27年度からは消費税を財源とする約1,700億円の低所得者対策、また今年度からはさらに約1,700億円が導入をされ、財政調整機能の強化や保険者努力支援制度に充てられることとなります。しかしながら、今後も加入者の高齢化や医療の高度化によりまして1人当たりの医療費はさらに増加をすることが予想されております。国保財政基盤の拡充、強化を図るためには、将来的には現状3,400億円にとどまることなく、さらなる財政支援の拡充や国庫負担割合の引き上げなどの財政措置を講じるよう市長会などとあわせて要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税につきましては、地方税法の規定によりまして応能割と応益割で構成をされておまして、4方式から2方式までの3つの方式の中から市町村の実情に応じていずれか1つの方式を選択をして課税総額を算定をしておりますけれども、所得割と均等割については項目として必ず算定をすることとされてございます。名寄市は、均等割、平等割ともに道内都市部では低い水準となっておりますけれども、平等割を廃止した場合でも必要とする保険税の総額は変わらないことから、その分を均等割や、あるいは所得割などに求めていくこととなりますので、加入者の負担に十分配慮をしながら対応していく必要があると考えております。

こうした中、全国知事会などでは子育て世帯の軽減を図るために子供に係る均等割額の軽減措置の導入や定率国庫負担の引き上げを国の財政負担で創設することを求め要望を行っております。当市におきましても引き続き市長会等とあわせて要望を続けてまいります。

最後、国保保険証の件になりますけれども、名寄市におきましては資格証明書が医療を受ける機会を狭めるおそれや、また緊急の治療が必要となった場合を考え合わせて資格証明書ではなくて短期被保険者証を交付してございます。短期被保険者証の交付は、あくまでも未納者との納税協議の機会をつくるための方法と捉えておりますし、生活実態に十分配慮をした対応を続けていることから、交付の件数は減少傾向にございます。都道府県単位化後は、北海道が連携会議やワーキンググループなどを通じて市町村の意見を聞きながら事務処理の標準化を進めることとなります。したがって、関係法令や国の基準をもとに北海道が対象となる方の抽出条件などを明確にすることとなることから、北海道の動向を注視をしてまいりたいと考えておりますが、資格証明書や短期被保険者証の取り扱いにつきましては従前どおり市民の方に寄り添った運用を行ってまいりたいと考え

ております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） それでは、私から大項目の2、公営住宅の入居にかかわって、小項目の1、大学生の入居について答弁させていただきます。

名寄市内には、公営住宅法に基づく団地が18団地設置され、うち名寄市で設置されている団地が15団地、残りの3団地は北海道の設置の団地であります。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給することを第一の目的としております。名寄市の定期募集倍率は、平成29年度で平均1.5倍であり、今年、平成30年度6月と9月との2回の募集倍率は約1倍でございますが、応募のなかった住宅に対しては随時募集を行い、希望入居が成立をしてございます。入居に際しての問い合わせ自体は現在も変わらぬ状況でございますので、いまだ希望者の潜在がされていることと思われ、これまでの高い倍率からは若干落ちついてきましたが、応募団地に偏りがあることは否めません。入居希望の方が団地の抽せんを外れた場合には、要件の合う住宅への促しや道営住宅の募集時の情報提供をしてございます。このように本来の公営住宅としての目的を基本に、住宅に困窮されている低額所得者への提供を図りたいと考えてございます。

道内での目的外使用において大学生の公営住宅入居の例は、札幌市と北星学園大学での協定により平成30年度から市営もみじ合団地4戸で学生入居となりました。従前から大学生の地域福祉の研究として団地関係者とのかわりがございまして、このたびの入居については今年度開始された事業でございますし、札幌市からの情報提供としてもあくまでも学生の入居の目的外の利用としているというふうに私ども承知をしてございます。名寄市営住宅の目的外使用につきましては、応募や問い合わせや求められる理由などがあるかない

かをしっかり見きわめる必要があり、大学生の入居だけに限らず、長寿命化計画を実践しつつ公営住宅活用の可能性を情報収集しながら研究したいと思っているところでございます。

次に、小項目2、入居者資格条件についてでございます。公営住宅は、公営住宅法に基づき入居者資格となる条件が定められ、政令にて収入の上限が定められています。上位法に基づき、名寄市営住宅管理条例でも入居者の資格を定め、入居者の選考を行っております。平成29年法律第44号の民法の一部を改正する法律により、平成32年4月施行から債務関係の規定が見直しがされます。このことから、平成30年3月30日付国住備第503号で公営住宅への入居に際しての取り扱いについての通知がされました。その中で入居保証の取り扱いについては、身寄りのない単身高齢者等が増加している現状を踏まえ、公営住宅への入居に際し保証人の確保がますます困難と懸念されることについて、既に改正されております平成8年10月14日付建設省住宅局長通知、公営住宅管理標準条例案で保証人に関する規定が削除されていることとあわせて、今後の入居に際し困窮する低額所得者に的確に供給されるよう技術的な助言として通知をされております。現在でも保証人の取り扱いについては、事業主体の判断に委ねられていますが、名寄市では平成18年の合併時に制定した名寄市営住宅管理条例において既に改正された標準条例案に基づき、入居のときに関しては特別な事情が認められる者に対して連帯保証人の連署を必要としないことができると定めております。実際に名寄市では、入居の相談時に連帯保証人の有無は確認させていただきますが、入居決定後連帯保証人を確保できないことよっての入居の取りやめとなった事例はございません。

次に、小項目3、福祉との連携についてでございます。小項目2と同じく公営住宅への入居に際しての取り扱いにて通知された中には、家賃の滞

納があった場合の助言があり、当市での平成30年度市営住宅使用料の4月分から10月分までの収納率は平均99.5%です。若干の事情がある納付おくれはございますが、入居者と面談し、状況を確認した上で分割納付を指導をさせていただいております。また、年金のみで生活されている方や一時的に無職となった方などには家賃減免制度が適用可能な場合は申請を促しているところがございます。家賃滞納の対応だけではなく、通常の業務の中で窓口にお越しになった際や電話口での会話の状況などから、福祉部局の地域包括支援センター、障がい相談支援係、保護係や社会福祉協議会の生活相談支援センターへ連絡し、介護認定やサービスの提供、生活保護受給につながったケースもございます。また、逆に福祉部局からの連携で入居に至る場合などもあります。日ごろから市役所内部での部門を区別することなく、かかわりを持った職員間で必然な対応であると認識をしているところがございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、男女共同参画推進にかかわって、小項目1、セクシュアルハラスメントのない環境づくりについて申し上げます。

セクシュアルハラスメントは、相手の意に反する性的な言動を指し、職場等において立場や権限を利用して相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込んで性的な言葉をかけたり、行為を強要するものであり、セクハラ防止にはこの問題に対する日ごろからの一人一人の意識が重要です。北海道労働局によると、平成29年度のセクハラによる相談件数は全道において118件、過去5年間の数字を見ても決して減少傾向とは言えず、今後においてもセクハラは犯罪であることを市民へ周知する必要があります。本市においては、第2次名寄市男女共同参画推進計画の基本目標の一つに安全で安心して暮らせる環境づくりを掲げて

おり、セクハラは犯罪であることの啓発を個別事業としております。

本市としての取り組みは、まずホームページにおいて各事例を紹介し、セクハラで悩んでいる、もしくは職場の人の性的な言動に対して不快を感じているが、それがセクハラに当たるのかわからないという方に向けて北海道労働局が相談先であることを周知しております。市広報においても来月1月号の男女共同参画担当ページにおいて「STOP!セクハラ!」と題し、事例や相談先などについて紹介する予定となっております。また、職場のセクハラは当事者だけの問題ではなく事業主の責任であることについても周知しております。今後においても引き続き男女共同参画推進計画に基づき、国や道、庁内関係部局及び関係団体との連携を図り、セクハラは犯罪であるという認識を広め、普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、小項目2、女性に対する暴力をなくす環境づくりについてお答えいたします。暴力は、被害者に体の傷だけではなく、心にも大きな傷として残り、特に心の傷は長く残ると言われております。また、親の暴力を目撃して育った子供たちへの影響も大きく、落ちつきがなくなったり、暴力的になったりする傾向があるとも言われております。平成30年10月1日に北海道が公表した道内における配偶者からの暴力に関する状況によると、配偶者暴力相談支援センター及び警察等道内関係機関に寄せられた相談件数は過去5年間減少傾向にはない状況です。また、名寄警察署管内においても平成29年度のDV被害の認知件数は十数件という現状であり、今後においても撲滅に向けての取り組みが必要です。本市においては、第2次名寄市男女共同参画推進計画基本目標、安全で安心して暮らせる環境づくりを主要施策として、女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げ、企画課などが庁内横断的に携わり、被害を未然に防ぐよう市広報やホームページで市民へ周知するなど、被害者の早期発見ができるよう関係機関と連携を

図っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、加入者に重い負担を強いている国民健康保険制度であります。もうタイトルどおり重い負担を強いられているというこの制度に対して、全国知事会、市長会、そして町村会などの地方団体、こういった方々が国の国庫負担の増額を求めているというところでもあります。確かに今都道府県化の中での支援等の御答弁いただきましたけれども、これではとてもとても賄い切れないというところにあるのかなというふうに思っています。この流れでいきますと、非常にこの間地方団体2012年、2013年、14年、17年ということで、ことしも6月6日に全国市長会が国民健康保険制度に関する重点提言ということで、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じることと、こんなふうにして決議等々出しているところがあります。これは、もう全国が一致した認識であるというふうに私は受けとめているところでもあります。さらには、これ直近なのですけれども、先月11月16日にも全国の国民健康保険関係者が一堂に会して行う国保制度改善強化全国大会、これが開催されて、満場一致で次のような決議を採択しています。9本の採択しているのですけれども、その中でも財政支援の拡充、財政基盤の強化、さらには子供に係る均等割保険料、税を軽減する支援制度を創設すること、これも今回の中には含まれているということでもあります。ですから、やはり私たちが求めてきた国庫負担の増額、さらには均等割、平等割、これを廃止していく、これがこういった国保にかかわる皆さん方の同じ思いであるというふうに思います。

先ほどの御答弁の中では、税法の中で所得割と均等割は抜かされないのだというような御答弁がありました。実は、隣の旭川市は18歳未満の子供の均等割を3割減額することになっています。これがどうしてそういうふうにするかと。どういう根拠でというところなのですけれども、国保法77条の中にある特別な世帯の事情により首長が判断して独自軽減することが可能にできるのだというふうなことで、この特別な理由があるというところが子供たちをたくさん育てているといったところの理由を使って特別な理由として、国保法第77条を使って均等割の3割減額を進めていこうとしているのです。その辺についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今川村議員からは、旭川市の均等割の減免の状況について、制度に対する考え方ということで質問をいただきました。旭川の現状につきましては、一定程度情報は伺っております。ただ、今先ほど壇上で申し上げたとおりでございまして、基本的には法改正が必要なのかなという部分が1つハードルとしてございます。それと、もう一点、旭川が料という部分があって、我々税という形になっておりますので、その辺の取り扱いもかなり違う部分が出てくるのかなというふうには考えておりますので、改めて制度の内容につきまして研究をさせていただきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今お話があったように、私たちは国保税と言っているのと国保料と言っている。それで、国保法の第77条、地方税法の717条も使っているところがあるということで、全国的には7都市で子供たちに、第3子目以降の均等割を無料化にしたりというところもあるのですが、旭川の場合は全ての子供たちの均等割を3割減額にするというふうになっているというところなんです。これは、旭川市、この間国保料もずっと

下げてきているという経緯もありますから、そういったところも含まれるのかなというふうには思うのですが、決してこれができないということではないということをお願いしたいというふうに思います。

さらに、均等割、これは国保にしかない、ほかの健康保険制度の中にはない均等割、これが家族の人数による。昔風でいうと人間の頭の数によって応じる人頭税というのでしょうか、そういったことが課せられている。また、平等割は家族に、1世帯に課せられる。こういった算定法なのですが、これは本当に古くから使われてきた人頭税ということで、国保を研究されている方の中では人類史上で最も原始的で苛酷な税とされているというふうに示されています。それが現代、21世紀のこの世で公的医療制度に残っているという、これをやはりなくしていくことが必要ではないかというふうに思っています。国保税を低所得者や家族が多い世帯、子供が多い世帯に重い負担を強いている最大の要因がこの均等割、平等割だというふうに考えているのですが、先ほど平等割をなくしてもそんなに変わらないという御答弁だったかなというふうに思うのですが、実はちょっと計算してみたのがあるのです。例えば給与、年収400万円で30歳代の夫婦に子供2人、4人家族で、名寄市の場合、国民健康保険税でいうと間違っていなければ39万2,320円になるのですが、協会けんぽだと20万5,000円になります。それで、この均等割、平等割をなくすと24万2,320円になるのです。協会けんぽに近づくということです。先ほど全国の知事会も含めて要望を出された中にも協会けんぽ並みの保険税にするようにというふうな要望があった。これに近づけていくのが均等割と平等割をなくしていくことで、まずは近づけることができるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほどの答弁若干説

明が不十分だったのかなという部分ございますけれども、基本的に国保税の算定につきましてはかかった医療費、これをもとにして、例えば国の負担金ですとか、補助金です。そのあたりの財源を引いて残ったものを加入者の方に負担をしていただくということになってございますので、先ほど申し上げた答弁の中では仮に均等割あるいは平等割をなくしたとしても、それは現行でいえば例えば所得割ですとか、資産割ですとか、そちらのほうに転嫁をしなければならないということなのです。要するに税として加入者の皆さんにいただく総額というのは、計算上出てくるものですから、均等割、平等割、ちょっと不合理だからということでなくしたとしても、それは別なところに持っていくかということにならないという意味では、トータルとしては税額そのものは変わらないという、そういう説明をさっき申し上げたのですけれども、いづれにしても先ほども申し上げたのですけれども、均等割の関係、そのあたりこれから旭川の事例も含めて研究していきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 国からの国庫負担をふやしてもらわないと、今おっしゃったような状況になるということだというふうにお聞きしました。そこで、全国知事会も含めて要望しているのが1兆円を公費投入してほしいということだというふうに思うのです。それがどうして1兆円になるかという、試算細かくするとちょっとややこしくなるのですが、均等割、平等割、徴収されている保険料額がおおよそ1兆円なのだと思いますので、公費1兆円を投入してほしいということで、均等割、平等割をなくすることが可能になるというふうに私たちも、また全国知事会も国保制度改善強化全国大会の皆さん方もそういうふうにして要望をしているのだということだと私は思っているところであります。もうこのところが本当に今せっぱ詰まって求められているというふうに思い

ます。例えば均等割ですけれども、子供が新たに誕生してうれしいですけれども、そうしたら同じように働く大人と同じだけの均等割で保険税額が上乘せになってくるというのはちょっと腑に落ちないということでもあります。ですから、これを強く求めたいというふうに思いますし、先ほどから言っているようにあらゆる地方団体が一齐に声を上げているといったところら辺で名寄市も一緒に声を上げていただきたいというふうに思うわけです。

もう一つ、3番目の保険証の取り上げをなくすと。取り上げという言葉がちょっときついと言われればそうなのですが、しかしこれ以上言いあらわすことができないので、このように述べているのですけれども、先ほども言ったように資格証の発行、名寄市はずっと私が議員にさせていただいてから、その前から資格証を発行しないというふうに進めてきていただいています。全国的には、保険証がなくて、それで病院にかかれなくて手おくれになったという事例が毎年のように複数件あるというふうに民医連というところの調査の中で明らかになっています。こうしたことをやはり発生させてはならないというふうに思っているのです。ですから、今回納付回数が6回から8回になったというのは私はやはり歓迎したいというふうに思っていますし、しかしその時点で私も事情があって8回で払い切れないときには親切的な相談対応をお願いしたいのだというふうに求めたところでもあります。

しかし、実はその後だったのですけれども、季節的な仕事の関係で国保に加入したと。1回に払う分が2万円を超える納付額となっているということで、指定されている3月までの年度内に払うことが難しいので、御相談したいと思った。分納の回数をふやしてほしいと相談しようとしたけれども、年度内に支払い切れなければ差し押さえになると言われて、相談ができる状況ではなかったというふうなことで私のところに電話が来たところ

であります。今全国的に差し押さえの件数や額も非常にふえております。名寄市も収納率を上げるということでそういう対応をされているのかどうかかわからないのですけれども、高過ぎる国保税を払うのに加入者の負担が大きくなって、やはり相談をさせてもらう、分納の回数をふやしてもらおうという、こういう相談の機会をもややもするとその窓口のところで奪われかねない状況があるというふうには私を感じているのですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 何回かその関連、滞納、差し押さえの関係の質問をいただいておりますけれども、持てる範囲の中でしっかりと寄り添った納税相談というか、対応をしていかなければならないと思っておりますので、個別のケースで何かあればちょっと相談していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほどの御答弁の中でも生活実態に沿って、短期証の発行も減っているというふうな御報告がありましたけれども、やはり生活実態に沿った相談が非常に求められるかなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ことし4月から都道府県単位化に移行されましたけれども、今後の私たちの名寄市の保険税額はどうなっていくのかさっぱり見えてきませんが、どうなっているのでしょうか、お知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） これから2年目を迎える国保の都道府県単位化ということでございまして、財政運営の主体ということで北海道がございまして、そちらのほうに納付金を納める、そのことで保険給付費などが道のほうから交付をされるという仕組みになりました。この納付金の支払いのためには、国保税が主要な財源となりますけ

れども、足りない場合には基金の活用を行うなどそれぞれの市町村で財源を確保しなければならぬという状況でございます。

今お尋ねの来年度の国保税をどうするかということでもいただきましたけれども、ここはちょっと若干申しわけありませんけれども、1つには北海道への納付金の額が当然大きな要素になるのですが、現状では昨年同様来年度の納付金について仮算定の段階でございまして、試算を行っている状況でございます。現段階では、名寄市の納付金が昨年比べて大きくふえることはないのではないかという見込みをいただいている状況です。一方では、来年度の国保税収入の関係なのですが、実は農業所得の落ち込みなどが懸念をされる状況でございまして、今年度の収入から減額となることが一定程度想定をされる状況となっております。この国保税、税収の不足を補うためには基金でということになりますけれども、平成29年度末現在約9,200万円の残額となっております。平成30年度は、何とか基金を活用しながら税率を据え置いたという状況でございます。納付金の額が確定しない中では明確なことは申し上げることはできないのですが、今後この納付金のほかに保健事業などの経費についても賄えるのかという部分の検討をしながら、この結果を運営協議会などとも協議をさせていただきながら、来年度における税率設定を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 都道府県に移行していますので、道の動きが非常に気になる場所がありますけれども、極力上がることをないように御検討していただけるようお願いをしたいと思います。

それで最後に、市長にも国保に対するお考えをお聞きしたいと思っております。この間市長からも全国市長会などでいろいろ要望してもらい

たいということで何度も求めてまいりましたけれども、国保制度の現状に対する考え、また先ほど御紹介した地方団体や国保制度改善強化全国大会で示している協会けんぽ並みの保険料、保険税に対する考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員からさまざまな事例を用いて現在の国保の構造的な問題だとか、それに対する対策等の御提言もいただいたところでございます。広域化になりましたけれども、しかしながら今後も高齢化あるいは医療の高度化などによって国保の財政はさらに厳しい状況が続くであろう。ということは、国保財政の安定化のためにはやはりさらなる国の財政支援の拡充、あるいは国庫負担割合の引き上げが必要だというふうに私どもも考えております。あわせて、均等割だとか、あと国保税のあり方そのものについても引き続き市長会などとも連携をして、あらゆる地方団体と一緒に国に要請をしていくことと、加えて名寄市の取り組みとしては医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取り組みを進めつつ、国保財政の安定化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、大項目2点目の公営住宅の入居にかかわって再度お尋ねをしたいと思います。

大学生の入居、前回は取り上げさせていただきました。目的外使用が今部長の御答弁で大学生のみではなくて、いろんな方面でというような御答弁があったかなというふうに思うのですが、そうであればやはり札幌が行っている北星大学との福祉の関係での連携ですよね。そういった部分でいうと、私たちの大学もケアの未来を開く、小さくてもきらっと輝く、この理念に沿って地域に立脚する大学として社会連携、社会貢献、またそういったところに地域の住民の皆さんのところに本當により身近に近づいてきていただいている大学生に入居していただくということは大きなメリッ

トになるのではないかというふうに私は考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員お話しのとおり、札幌市である面先進的といいますか、こういった事例がございまして、私どもも札幌市のほうには機会あるたびに現状どのようなことかというような照会もしながら、状況を把握しながらということであるところとございまして。先ほどの答弁をさせていただきました。基本的に学生、札幌の場合、地域福祉の関係で地域との結びつきが大変強く、それを実践するために公営住宅へというケースでございまして、それは私どものケースに置きかえるといたしますと、公営住宅を管理する側からが学生に発信するものなのか、逆に学生の目的として議員のお話のとおり地域の福祉だとか、コミュニティだとか、そういった研究にとかということでその地域に入ってということで、それを受け入れる地域とのお話などがしっかりできてから公営住宅への議論へというふうになっていくのではないかなというふうに思っています。私が一番懸念するのと言ったら大変語弊があるかもしれませんが、市営住宅側の立場で学生の皆さんいらっしゃいというのはなかなか、例えばきのうの議論もございましたとおり多くの下宿業、アパート業、さまざまな方にちょっと誤解を生むような形になるかもしれません。昨日の大学生寮の議論も何かこれから始まるというようなお話もございましたし、さまざまなそういった影響も考え、言い回しとしては大変慎重な言い回しをさせていただいてございますけれども、学生の今後のあり方の中でもし御相談に投げかけるものがあればそこは真摯に対応すべきものだというふうに考えているところとございまして、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 慎重な言い回しはもうよく理解をさせていただきながら質問させていた

だしているのですが、長寿命化計画の中でアンケート、住まわれている方々の声なんかも載っている中でいいますと、高齢などによる生活の不安や生活の利便性、それから住まいの老朽化などで今後10年間住み続けたいと思う方がすごく少なかったということがありましたけれども、やっぱり住みなれたところから移りたくないという、そういった声も非常に多かったということでもあります。高齡になっても何とか自分で自立できれば、自活できればそこに住み続けたいというふうな思いの中でいえば、大学生も一緒に住んでいただいて、3番目に福祉との連携ということで滞納者等々に対する対応のことも伺いましたけれども、ここは十分にさせていただいているというふうに理解をさせていただきましたが、今後入居希望者と、また入居されている方々への福祉的な対応といえますか、相談対応もさらに深められたらもっと住環境としてはよくなるのではないかと、そういう部分では名寄大学の学生さんとの連携、非常に待たれるのではないかとというふうに思うのですが、一言御答弁いただければ。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員のお気持ちは重々痛いほどといいますか、当然市営住宅さまざまな年代の方もいらっしゃいますし、特に名寄大学生に対する期待感というのは多いと思います。ただ、もちろんそれは受けていただく学生の思いというか、考え、行動というのもございまして、まずはそこを大事に考えながら、お互い協力し合えるものを見出していくべきだというふうに思っています。なかなか逆に言うと市営住宅に強引にということには当然なるわけでないわけとございまして、そういった学生の今の大学生活や学業の中、福祉の中でぜひそういった観点を持っていただいて、実践される場合に十分私どもも相談には乗りたいなというふうに考えているところとございまして、その旨で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほども紹介したように、学生の皆さん方、家賃の負担が大きい。親に負担をかけないようにしてアルバイトで賄っている、そういった学生が多い中で、こういった公営住宅の利用もできるというようなことであれば、先ほど福祉との連携ということもお話ししましたけれども、学生支援にもつながるのではないかなというふうに考えていますので、その辺もぜひ考慮していただきながら、前向きに検討していただくことを切に要望したいと思います。

あと、もう一つ、公営住宅にかかわってお聞きをしておきたいのですが、東日本大震災のときに緊急避難者への皆さん方への対応ということで、被災者支援ということであったかと思うのですが、本当に最近、きょうも随分災害への質問が多かったのですが、多発する最近の中で、被災者に対し公営住宅の提供の支援、ここのところがどのようになっているのか、東日本大震災行って、今しないということではないというふうには思うのですが、そのことがなかなか周知されていないのではないかなというふうに思いますので、その部分もあわせてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員から今災害時における受け入れについてということで御質問いただきまして、お話ございました東日本の地震のときには1世帯の方を受け入れをさせていただきまして、一定の期間名寄でお住まいをいただいたということになってございます。公営住宅基本といたしまして、国の激甚災害、そういったものの受け入れについては緊急避難的なものになりますけれども、当然受け入れる。また、市内における火災だとか、台風で例えば家が倒壊するだとかといった事態についても同様に仮入居という形でございますけれども、受け入れをさせていただいております。その後のお住まいの御都合で引き

続き継続の場合は、当然審査をさせていただいているということになるわけでございます。

件数的に申し上げますと、先ほどの旧風連、旧名寄の合併以降で申し上げますけれども、東日本大震災のときには1世帯、熊本地震では1世帯で現在も入居いただいております。市内の火災についてですが、平成25年から29年度までで5世帯を受け入れをさせていただいて、うち3件が現在も継続をさせていただいているところでございます。また、先週でしたか、名寄地域の中心部でアパート火災がございまして、その日のうちに御相談等々、火元の被災された方、また同じアパート入居されている方々の御相談も頂戴をしまして、結果、火元となった方の被災された方についても既に市営住宅の中で落ちつかれたというふうには思っております。今後のお住まいについては御家族と相談をしながらというふうにお聞きをしているところでございます。また、それ以外に9月の胆振での地震だとか、全国各地でのそういった災害があった場合は北海道を通しましてすぐ受け入れ可能かどうかということでの問い合わせが入りますので、こういったケースについては即受け入れ可能という形での発信をさせていただいてございまして、胆振の場合は名寄で受け入れるまでの必要はなかったということですが、そういった際にはできるだけの対応をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それでは、時間がなくなりました。男女共同参画にかかわってであります。女性に対する暴力をなくす運動、これが内閣府でことし11月12日から25日の間行われたわけですが、なかなか市民の中には浸透していなかったかなというふうに私は思っております。先ほど部長の御答弁にもありましたように、暴力、世代間の連鎖が本当に著しい

というふうに言われています。それが子供につながる。それで、DV、虐待、先ほどもありましたけれども、それぞれの人権をしっかりと守っていくこと、非常に強く求められるところでもあります。女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする、これは内閣府男女共同参画推進本部で出されている言葉ですので、意識の啓発や教育の充実を図ることを強めていただくことを強く求めたいと思います。

また、前回の一般質問の中で性暴力被害者ワンストップ支援センター、県単位で設置されています。札幌にありますけれども、ここの案内も中学校、高校と大学生ももちろんですけども、そういった生徒にも含めて案内をして周知をしていただくことが必要だというふうに思っていますが、改めてお考えをお聞かせいただいで、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 石橋総合政策室長。

○総合政策室長（石橋 毅君） 今お問い合わせいただいた部分ですけども、万が一DV被害に遭ってしまった際には相談できる窓口がどこなのか知っておくことが一番重要なことであると私も認識してございます。本年は、11月1日に市内商業施設におきまして女性に対する暴力をなくす運動と同時期にありました児童虐待防止推進月間、こちらの取り組みと合同で、市長にも街頭啓発に参加していただきまして、相談先を記載したポケットティッシュを配布をしてきております。また、内閣府の各地方公共団体のキャラクターによるパープルリボン運動へも賛同させていただいて、なよろうにパープルリボンをつけた写真を内閣府のホームページと市のフェイスブックへ公開をさせていただきます。また、今年度は若年層へのデートDV、こちらの事案を周知するために成人式において啓発チラシを配布をさせていただこうということを考えているところでございます。今後においても引き続き庁内関係部署及

び関係機関と連携を図らせていただきまして、女性に対する暴力撲滅を目指して啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、男女共同参画推進に関しまして本年10月25日に全国青年市長会北海道、東北ブロックの市長の皆様方とともに内閣府が推し進めております輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会、こちらのほうへ名寄市も賛同させていただきました。今後においても先駆的な取り組みを参考にしながら、しっかりと本市の男女共同参画の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

本年の地域農業の総括について外2件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目3点について順次質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1点目、本年の地域農業の総括について伺います。本年もほぼ全ての収穫作業が終了し、1年間の営農の成果が問われる時期を迎えました。平年並みの融雪期を迎え、順調に春作業が開始されましたが、6月中旬から7月にかけての低温多雨と日照不足、7月中旬から約1カ月間の少雨干ばつとことしは天候の偏りが著しく、各作物の生育に大きな影響があり、生産者にとっては大変苦勞が多く、努力が実らない厳しい年となりました。

そこで、1点目、そのような厳しい気象条件の中での本年の主要作物の状況についてお知らせを願います。

小項目2点目、重点施策の成果と課題についてお伺いいたします。昨年度より第2次名寄市農業・農村振興計画がスタートし、計画に基づき農業施策が推進されているところですが、本年の重点農業施策の推進状況と成果、あわせて今後の課題

についてどのように捉え、次年度以降に向けた取り組みを進めていくのか考え方を伺いいたします。

小項目3点目、災害等への備えに対する支援について伺います。本年9月6日に発生した胆振東部地震による大規模停電においては、当地域でも少なからず影響があり、農業関係では特に酪農業において非常用電源を用いても電力供給が間に合わず、生乳を廃棄せざるを得ない状況となるなどの被害が見られたところです。そこで、今回のような万一の状況に備えた機材等の整備に対する支援の考え方について伺いいたします。

次に、大項目2点目、ピヤシリスキー場の目指す姿について伺いいたします。ことしは、例年になく雪が少ない当地域であります。雪質日本一をうたうピヤシリスキー場も先日15日にオープンし、多くのスキーヤー、スノーボーダーなどでにぎわいを見せ、いよいよ本格的な冬のスポーツの季節がやってまいりました。

そこで、1点目、改めて昨シーズンの検証を踏まえた中での今シーズンの運営の基本的な考え方や具体的な取り組みについて伺います。

2点目、利用者の拡大に向けた今後の施設整備等の考え方について伺います。スキー人口が年々減少する中において、道内はもとより全国のスキー場では利用者の拡大に向け地域の特色やスキー場の持つ特徴を生かしつつ、多様なニーズに対応したさまざまな取り組みがなされています。当市においては、自然環境、施設環境の強みを生かした冬季スポーツの拠点化を目指しさまざまな事業が現在進められておりますが、ピヤシリスキー場はその取り組みの中においても核となる重要な施設の中の一つと言えます。そこで、ピヤシリスキー場の利用者拡大に向けさまざまなニーズに対応したコースの整備などを含めた今後の施設整備についての考え方を伺いいたします。

大項目3点目、名寄市における食育の推進について伺いいたします。今年度策定された第3次

名寄市食育推進計画に基づき、現在さまざまな形で食育活動が行われているところですが、特に当市の基幹産業である農業と連携した取り組みの状況について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま山田議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。項目の順に私のほうから答弁を申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1、本年の地域農業の総括について、初めに小項目の1、主要作物の状況について申し上げます。本年の農作業につきましては、春の融雪は平年並みで、播種、移植作業は順調に進みましたが、作柄については6月の低温や日照不足、大雨の影響が大きく、7月下旬は高温となりましたが、8月には再び低温と長雨となり、ほぼ全ての作物で収穫量や品質の低下が見られました。主な作物では、水稻につきましては農林水産省の作況指数が90の不良となり、平年を下回る収穫量となりました。また、畑作物の収穫量も全般的に平年を下回り、特に大豆については大きな減収となりました。青果物につきましても同様に全般的に収穫量が低く、特に主要なバレイショ、カボチャ、スイートコーンにつきましては前年に比べ収穫量が低下しましたが、カボチャにつきましては販売価格が高く推移したため、減収を補う形となりました。畜産につきましては、収穫時期の天候不順による牧草の品質低下が見られ、今後への影響が懸念されているところでございます。また、9月には地震による停電の影響を受け、乳量が一時的に減少しましたが、現在はおおむね回復しており、乳価、個体販売ともに安定してございます。このように生産者の皆さんにとっては、近年にない厳しい1年であったと受けとめているところでございます。

なお、これらの状況を受けまして、さきに農業団体からは災害資金に対する支援の要請を受けており、次年度の再生産への影響などを十分勘案をし、JAと協議をしながら市の対応を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、重点施策の成果と課題についてであります。本市の農業、農村施策につきましては第2次となります総合計画及び農業・農村振興計画に基づき推進をしております。本年はその2年目に当たります。農業・農村振興計画の柱に基づいて申し上げますと、まず収益性の高い農業経営の確立では、生産基盤の強化に向けて農地の基盤整備事業を計画的に進めておりますが、本年度新たに道営事業といたしまして智恵文地区が新規採択をされ、次年度からの工事着手に向けて現在調査設計業務が進められているところであります。畜産振興におきましては、輸入規制の緩和による影響に対応すべく、国の畜産クラスター事業を活用し、養豚2件、酪農1件で規模拡大による収益性の拡大に向けて取り組まれております。また、総合計画の審議の中で議論を深めていただきました生産者及びJAから支援の要請をいただいている哺育育成センターにつきましては、JA、普及センターと連携をし、整備内容での検討を進めておまして、引き続き生産者の意向を確認しながら前向きに協議を進めてまいりたいと考えております。

多様で持続可能な農業経営の促進では、喫緊の課題であります労働力確保対策といたしまして市立大学生の農作業アルバイトによるアスパラガス、スイートコーンの収穫作業に取り組み、農業者、学生双方からおおむね好評を得たところであります。今後次年度に向けて課題を整理し、定着に向けて進めてまいりたいと考えております。また、ICTの活用につきましては、農業振興センターにハウス機能統合制御装置を設置して実証を行っており、ICT研究会とも連携しながらデータの収集と分析、そして生産者への提供につなげてま

いりたいと考えております。

農業の担い手の育成と確保に向けてでは、近年の就農状況は年平均10名前後で推移をしております。今年度も11名がこの春から各地域で就農し、活躍しており、喜ばしい姿が続いております。後継者の育成につきましては、2年目を迎えるJAとの協調事業が好調でありまして、引き続き経営感覚のすぐれた農業後継者の育成に向けて支援に取り組むとともに、新規参入者に対しましてはJA、普及センターと連携し、支援チームによる巡回指導に加えまして、新たに農業と農村地域に精通した集落支援員を配置し、相談窓口としての役割を担うことで支援体制の強化を図りました。また、地域おこし協力隊として新たに1名を委嘱し、将来の就農に向けて農家での研修に励んでいただいております。

人と自然に優しい農業の推進では、有害鳥獣等による農業被害の防止に向けまして関係機関、団体、生産者及び猟友会とともに全市的な取り組みを進めているところですが、今年度は生息数の増加が顕著なアライグマ対策として事業者による調査捕獲や猟友会の皆様の協力のもとにアライグマ捕獲従事者の育成など、地域における防除体制の強化が図られ、大幅に捕獲頭数が伸びてございます。今後は、繁殖期における捕獲拡大や捕獲効率の向上に向けましてさらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

豊かさや活力ある農村の構築では、今年度を初年度とする第3次食育推進計画に基づきまして、各関係機関、団体や市民の協働による食育の推進と産業まつりにおきましては40回目の記念事業として内容を拡充して取り組み、より多くの皆様に日本一のモチ米のまちをアピールするなど、地産地消の拡大と市内外への情報発信に努めてまいりました。また、農村集落におきましては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農地及び農業施設の保全はもとより、景観や防災など多面的な機能の発揮に向

けまして主体的な取り組みが継続されており、今後とも国、道と協調した支援を継続してまいりたいと考えているところであります。

以上、今年度の主な農業、農村施策について申し上げますが、総合計画及び農業・農村振興計画の実現に向けまして着実に歩みを進めた1年であったと考えているところでございます。

次に、小項目の3、災害などへの備えに対する支援についてであります。9月6日に発生をいたしました胆振東部地震による本市農業への影響につきましては、北海道全域が停電をしたブラックアウトに伴いまして8時間から41時間弱の間の停電が発生をし、酪農家においては搾乳機器や生乳の冷蔵保管施設が停止するなどの影響が生じまして、生乳の廃棄や搾乳作業が滞ることでのストレスによる乳量の減少などの被害があったところです。近年の酪農においては、飼養規模の拡大などに伴いまして作業効率を高めるための機械化や大型化が進んでいます。特に牛舎内における飼養管理や搾乳などの機械化はその動力をほぼ電力により賄っており、改めて生乳の安定生産における電力の重要性を再認識したところでございます。

今後の対策といたしましては、既に国や道から災害時に要した対応や今後の安定生産に必要な対策への支援が示されておりますが、この間のJAによる調査や各酪農家への聞き取りなどによりまして当地域が対象となる事業についてはおおむね整理されつつあります。まず、国の事業につきましては、生乳供給を安定化させるための緊急支援として取り組まれます非常用電源の確保に必要な発電機の設置や配電盤改修への支援事業及び乳房炎対策として取り組まれる乳房炎予防管理への支援事業のこの2つの事業の活用に加えまして、北海道の事業として配電盤の改修に対しまして国の事業への上乗せ支援が取り組まれますことから、これら事業の活用を想定しているところであり、引き続きJAと連携しまして情報収集に努め、酪農家個々の形態と意向を踏まえ、支援施策を有効

に活用し、災害に備えるよう生産者への情報提供と指導に努めてまいります。また、市といたしましても今回の停電を教訓に今後の災害への備えとしまして市内の事業者における発電機の保有状況を調査、情報収集をし、必要時には迅速に関係者に情報提供し、借り上げなどの対応が可能となるよう取り組みを進めているところでございます。

続きまして、大項目の2、ピヤシリスキー場の目指す姿について、初めに小項目の1、昨シーズンの検証を踏まえた今シーズンの運営について申し上げます。名寄ピヤシリスキー場は、日本一の雪質を生かした冬季スポーツ及びレクリエーションの主要施設として市内外から多くの方々に御利用いただいております。昨シーズンは、第4ロマンズリフトを運休することとなり、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけすることとなりましたが、新たにスロープスタイルコースを整備したことによるスノーボード大会の開催や第2ゲレンデのナイター営業の延長、未圧雪コースの開放などの利用促進とSNSなどによる情報発信に努めまして、ピヤシリスキー場の価値と魅力を広げることにつながりました。今シーズンにおきましても引き続き利用者が安全、安心に楽しめる体制づくりに努めてまいります。

まず、リフト整備につきましては、昨シーズンの第4ロマンズリフトの運休を教訓に夏季の機器点検や例年より早い10月から通電し、点検整備を行ってまいりました。営業におきましては、引き続き幼児リフト無料化、スキーこどもの日、市民スキーの日を開催し、市民の皆様の満足度向上につながる企画を実施してまいります。また、今シーズンも昨年に引き続き全道規模のスノーボード大会の開催が予定されておりまして、全道トップ選手の活躍は今後のジュニア育成、スノーボード人口の拡大に寄与するものと考えているところであります。本市の雪質を体験いただく未圧雪コースにつきましては、昨年インバウンドも含め好評いただいております。引き続きコースの一部

を未圧雪コースとして開放してまいりたいと考えています。スキー場エリアでは、スキー、スノーボードに限らず楽しんでいただく取り組みといたしまして、早朝のスノーシューツアー、雪遊び体験プログラムを実施し、魅力づくりに努めてまいりたいと考えております。また、SNSなどによる情報発信の充実に加えまして、スキーレストランのメニューを一部変更し、子供たちにも喜ばれる料理などを提供してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、利用者の拡大に向けた今後の施設整備などの考え方についてであります。名寄ピヤシリスキー場につきましては幅広い年齢層のスキーヤー、スノーボーダーに御利用いただいております。その嗜好も多様化していますことから、コースや施設につきましてもさまざまなニーズに対応した整備が求められております。スキー場運営に係るコースや設備の整備につきましては、まずは利用者が安全、安心に利用できる体制づくりに振興公社とともに努めているところでございます。4基あるリフトにつきましては、古くは昭和63年からのものでありまして、今後大型の設備更新が予定されているため、年次的な計画を作成し、整備を進めているところでございます。ゲレンデにつきましては、シーズン前の草刈り対応やこれまで湧き水などの問題により雪がつきにくく、オープンへの支障となっていたため、今年暗渠工事を実施しまして早期オープンへ向けた環境整備を進めてきたところでございます。また、コースの圧雪方法につきましても未圧雪ゾーンの設置や圧雪方法に変化をつけるなど、多様なニーズに対応した整備に努めてまいります。今後も指定管理者である名寄振興公社が中心となり、利用者や関係団体などの意見をもとに施設整備を進め、SNSを通じた情報発信や大会、イベントなどを通じましてスキー場の利用拡大へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の3、名寄市における食育

の推進について、小項目の1、基幹産業との連携による取り組みの状況について申し上げます。名寄市の食育推進につきましては、小中学校校長会、JA、名寄市立大学、消費者協会、食育推進ネットワーク、グリーンツーリズム推進協議会、北海道栄養士会などの関係機関、団体に市の関連する複数部局が加わり構成をしています。名寄市食育推進協議会におきまして食育推進計画の策定や推進に係る協議と各機関、団体のそれぞれの活動について情報を共有したり、意見交換を行っております。食育の推進を図っているところでございます。

基幹産業であります農業との連携についてでございますが、食育推進ネットワークの皆さんが親子を対象としたちびっこワンダーランド畑の学校の開催や市内小学校などにおける農業体験、収穫祭等のサポートをいただいているほか、市内の農業者で組織するグリーンツーリズム推進協議会においては市立大学の農業体験事業の受け入れや市内外からの農業体験を受け入れていただいております。体験者からは名寄市の農業や食への理解、生産者への感謝の気持ちが深まったなどの感想をいただいているところでございます。本市におきましては、これら民間の取り組みを支援するとともに、もっともち米プロジェクト事業におきましては農業体験を通じたもち米サポーターの育成や新春餅つき大会、なよろ産業まつりなどを通じて地産地消の拡大や食育の推進を図っているほか、昨年度から同時開催をしておりますなよろ健康まつり、地産地消フェアにおきましては今年度両会場を結ぶ通路に「食育の小路」と題しまして第3次食育推進計画のダイジェスト版や食と健康に関する展示を行い、食と健康についての啓発を行ったところでございます。また、学校給食におきましては、生産量日本一を誇るもち米を初め地元産の農畜産物や加工品を積極的に使用し、なよろ給食の日を設けるなど、安全、安心な食材の提供に努めております。第3次食育推進計画では、目標

を共有し、各関係機関や団体、家庭においてそれぞれが責任と役割を分担し、協働で食育の推進を目指すこととしております。食育の定義にもございますさまざまな体験や学習などから、食に関心を持ち、食を選択する力を身につけることができるよう食育推進協議会を中心といたしまして、今後も関係機関、団体などが連携し、それぞれの取り組みを生かしながら食育を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それでは、それぞれお答えをいただきましたので、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、それでは農業の関係から再質問させていただきますと思います。本年の主要作物の状況については、お話があったとおりでありまして、本当に天候に恵まれなかったなというのは実感しています。特に水稻は作況指数90ということで、9年ぶりの不良ということで、7俵半ぐらいですか、平均単収。しばらくそういう単収ではなかったもので、余計本当にことは悪く感じるということで生産者の皆さんも言っておられました。そういう部分では、本当に水稻に限らず、特に特別やっぱいいものがなかったなというのが全般的な作物の状況で、悪い状況の年でも必ずこの作物だけはよかったですとか、幾つかのある意味危険分散も含めて作付、それぞれの特に畑作、野菜の関係はしているのですけれども、ことはそういうふうにならずにもうどの作物もやはり収量減という部分がありました。お答えにもありましたけれども、多少品目によっては価格で一定程度収入が賄えたもの、農協の取り扱い高でも極端に言えば単収は去年の半分であったけれども、価格が倍以上になったので、計画を達成したなんていう作物もあったようですけれども、毎年その価格が維持できるということではないでしょうから、そういう部分では次年度の再生産という部分には大きな影響やはりあるのだというふうに思います。

お答えもありましたけれども、JAのほうから再生産に必要な資金対策も要望があったということで、答えていただきました資金に対する支援のほう、利子助成のほう、以前も災害の対応は行政のほうにもしていただいたという経緯もありますので、改めて次年度の再生産に影響がない形での支援、私からもお願いをしておきたいというふうに思います。作物の状況ばかり話していると、ちょっとことは余り話したくないので、そこは次年度前向きな生産に向けてそれぞれの生産者の方もこれから計画を立てられると思いますので、作物の状況は今回余り振り返らないようにしたいというふうに思います。

重点施策の関係で幾つかお答えいただきました。それぞれ重点施策という部分で御質問申し上げましたが、それぞれが重要な施策でありまして、ことしの取り組み、また今後の課題ということでお答えをいただいた中で、まずはことし取り組んでいただいた労働力の確保の対策の関係で、大学生の援農のアルバイトの関係で取り組みが行われたかというふうに思います。生産者の方からも一部お話を幾つかお聞きしている中では、非常に好評だったという印象を私も持っております。生産者の今回の労働力の大学生の援農の関係、アルバイトの関係で、原課のほうでそういった生産者の声含めて、私そのような状況でお話聞いている部分もありますが、そういった声も含めて改めてちょっと成果、今年度の成果と、また次年度以降に向けてこの件に関して課題を整理して進めたいということでお答えをいただきましたけれども、そのあたりもう少し詳しくお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ことは、喫緊の課題であります労働力の確保というところで、大学生のアルバイトを農家さんのほうに振り向けられないのかということで取り組みをさせていただきました。当初は、アスパラガスの収穫作業という

ことで、春作業についてお願いをしたということです。実績でいきますと、11戸の農家さんで受け入れていただいたということです。学生さんについては、登録制にさせていただきました。当初希望は64人いたのですけれども、受け入れ農家の戸数の制限もありましたので、実際には36名の学生さんを11戸の農家にそれぞれ振り分けさせていただきました。固定した学生さんを指定した農家さんのところで作業に従事をしていただくということで努めさせていただきました。延べ人数でいくと112人の方が作業に従事をいただいたということでもあります。

山田議員も言われましたように、途中で私たちも状況について大学、先生を通じながら学生さんの状況について把握をさせていただいたり、農家さんについては農協のほうを通じながら、その状況については確認をさせてもらいながら取り組みを進めさせていただいたということでもあります。途中では、受け入れ農家さんによって作業内容等について少し温度差があるというか、そういうところはありましたけれども、そこについては聞き取りをした後に各農家さんにもお願いなどさせていただいて、受け入れた農家さん、さらには実際に作業に向かった学生さんともに好評をいただいたというふうに思っています。

アスパラガスのところでそういった形になったものですから、その後に控えていますスイートコーンの収穫について、ここに拡大をしてことしは取り組みをさせていただいたということでもあります。受け入れ戸数については8戸の農家さんで受け入れていただきまして、学生さんについては31名の方が希望されまして、31名の方全員に作業に従事をいただいたということでもあります。延べ人数についてはまだ集計中ですので、ありませんが、ここについても現在我々が受けとめているところでは、お聞きしているところという両方とも非常に好評だったというふうに考えておりますので、引き続き来年度に向けて作業の選

定ですとか、当然学生さん本分は授業のほうですから、学業のほうですから、そこに支障のないような形で農家さんのほうにアルバイトに行けるような形にしたいと思ひますし、この機会について学生さんのほうにもぜひ名寄の農業のよさも含めて知っていただく機会となると非常にうれしいなと思ひています。来年に向けてまた努力をさせていただきますと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） お答えいただいたように、農家にとっても、多分学生さんにとってもいい取り組みだったのではないかなというふうに思ひますし、そういう意味では名寄市に名寄大学があるという部分で、基幹産業との連携でうまくいった、今年度単年度で見てもまずまずの成果が出て、今後可能性がある取り組みだなというふうに感じています。そういった受け入れが終わった後でも生産者の方と学生さんのコミュニケーションができていう事例も聞いていますし、実際にそういう場面を私も見ているので、すごくことしはそういった部分で成果が出てよかったなというふうに思ひますし、継続して、またこちら辺は継続していくことでその学生さんの中にもそういった口コミで広がるという部分は今後のいわゆる労働力としての、アルバイトとしての人数、そういった部分にもつながっていくのだと思ひますし、またそうなれば生産者の皆さんの助けにもなるという部分で、いい形で回っていけばいいなというふうに思ひていますので、継続してこのあたり、少し途中やっぱりそこら辺労使ではありませんけれども、使う側と使われる側のミスマッチって当然あるのだと思ひますけれども、そういった部分のケアも含めて、またそういった部分農協とも連携していただひいて、何とか長続きする事業であってほしいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

労働力の確保、当然こういった形で引き続き推進していただきたいというふうに思ひますけれど

も、そういったまた短期ですとか、スポット的な部分だけではなくて、今後中長期的に見ると私も以前も申し上げましたけれども、法人化ですとか作業受託、組織、これ当然検討されていくと。時間がかかることかもしれませんが、検討していきたいというふうに思いますけれども、もう少し一歩手前、その中間と申し上げていいのでしょうか、やはり他産業との連携という部分も少し視野に入れつつ、今後労働力どう確保できるのかという部分もぜひ検討を始めていただきたいなというふうに思います。特に農業という業種は、年間で雇用するということが非常に難しいです、特にこの地域ですから。そういった部分では、他産業、商業、工業、市内には建設業者さんもたくさんおりますので、そのあたり夏、冬でうまく連携できれば、それは法人化にならなくても一経営体でも年間通した雇用が、そういった短期ではなくて長期でというニーズもやはりある中では、そういった部分も少しもう一歩二歩踏み込んだ形で研究していくべきだとは思いますが、そのあたりのお考えについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 人手不足の関係につきましては、これは農業に限らずあらゆる産業で今不足しているという状況になっています。今山田議員から農業の視点からということで言われましたし、違う産業ではまた違う時期に作業の密度が薄くなるようなところもあると思いますので、ここは全体的に少し考えてみたいと思います。ただ、産業の幅も広いものですから、一度になかなか進めることは難しいのかもしれませんが、少し全体的に見渡しながら計画的に調査なりをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 今お答えにあったように、すぐということにはやはりならないのだというふうに思います。先ほど短期的なそういった

ものと中長期的な、中間という、ぐらいという部分で申し上げましたけれども、長い目で見ると組織ですとか法人化見据えた中でそういった通年雇用もどう確保していくのかという部分もやはり見据えていかなければならないのだというふうに思いますし、そういった部分研究をしていただきたいというふうに思います。

法人化という話がちょっと出ましたので、ちょうどきょうの夜法人化の勉強会があるということで聞いています。これファクスが来ましたけれども、青年部長名でファクスが来ました。地域の組合員さん宛てということで、JAが、農協青年部が中心になって、そういったことに関心を持って勉強会をしようと。地域の方に、生産者の方に声をかけている。すごくいいことだなというふうに思います。すぐにはならないけれども、少しそういった知識も含めて勉強していきましょうという機運が少しずつ広がっているのだというふうに思いますので、そういった部分では行政のほうとしてもバックアップという部分はしっかりしてあげていただきたいなというふうにお願ひをしておきたいと思います。

担い手の確保という部分でお答えをいただきました。この地域は、幸い後継者という部分、新規学卒、Uターンも含めて毎年新規就農者は他地域に比べると非常に割合としては多いということで認識しておりますので、すごくいいことだなというふうに思いますし、まだまだこの先そういった部分可能性があるのですけれども、これからはそういった部分一定程度確保していくのは当然ながらも、やはり新規参入という部分も数が劇的にふえるということにはなかなかつながらないでしょうけれども、地道にでもそこら辺は進めていただきたいというふうに思います。そのあたりの取り組み、地域おこし協力隊の取り組みとあわせて、今年度の成果、また今後の取り組みの考え方について少し詳しくお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 新規就農については、先ほど申し上げたように11名の方がことし就農をいただいたということであります。担い手協議会主体に秋でしたけれども、歓迎会もさせていただいて、そこには関係する団体の皆様、市長にも出席いただきましたし、農協の組合長ももとより出席いただいておりますけれども、関係する皆さんで本当に歓迎をさせていただいて迎えたということであります。その中で一人一人発言の機会があって、発言してもらいましたけれども、本当に力強く農業に対する熱意なんかも語っておられまして、非常にたくましく私どもも受けとめたところでもありますので、こういった新規の人たちについては今農協との協調事業の中で就農の年数に応じて2段階で支援する仕組みなんかを設けておりますので、ぜひこういった機会を使いながら有効に活用していただいて、さらに営農意欲を高めたり、知識、スキルを高めていただいて、近い将来の地域の担い手と育ててほしいなという思いであります。

また、議員のほうからあった地域おこし協力隊についてもこの間29年度までに5の方が地域おこし協力隊として名寄市にお越しをいただきました。結果として、就農いただいた方については2人ということではありますけれども、今年度もまた新たに1の方が地域おこし協力隊として今地域で就農に向けて頑張っているということであります。ここについては、地域における関係機関総動員で支援チームをつくって、小まめに巡回をして指導させていただいております。また、集落支援、ことし新たに予算をお認めいただいて配置をさせていただきました。皆さん、山田議員よく御存じの農協のOBの方ですけれども、本当に地域にも農業にも精通した方で、この方が特に中心となり、小まめに足を運んでいただく、そんなスタイルも体制をとりましたので、農業だけでなく生活あるいは地域に対する悩みを含め

てぜひ相談いただいて、地域になじんでいただいて、しっかりと農業で頑張っていただきたい、そんな思いであります。そんなところでよろしかったでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） お願いしたいと思いますが、地域おこし協力隊の方も2の方が新たに農業という分野に新規に参入されたということで、効果は上がっているのかなというふうに思いますし、ちょっとうれいお話をさせていただきたいのですが、地域おこし協力隊として名寄に来られた方が農業という分野ではありませんでしたけれども、私の住む地域に永住をしていただけるということで、当然聞いていらっしゃるかと思いますけれども、釣りがきっかけということで、名寄地域、また智恵文の新たに住まわれる地域、もともと目はつけておられたという部分はあるみたいで、釣りの関係で何か宿を建てられて、私たちの智恵文地域に新たに住んでいただけると。御夫婦と子供1人と。すごく地域にとっても大きいことだなというふうに思いますし、地域全体で歓迎をしたいと思いますし、しております。たまたま地域に住まわれる近くには、新規参入されたトマト農家の福島さんもおりますし、若い御夫婦も多い地域でありますので、そういった部分では私も何度かお会いさせていただいて、お話しさせていただきましたけれども、地域としてもいろんな部分で支えていきたいというふうに思いますし、農業という分野から少しずれてしまいましたけれども、小さい集落、地域ではありますけれども、新たに3名の方の人口が今後ふえるということが確定しましたので、すごくうれしく思っておりますので、いろんな部分、なかなか地域だけでできない部分も出てくるかと思っておりますので、経済部のほうでも引き続きの支援等お願いしたいというふうに思います。

時間もなくなってまいりましたので、アライグマの件だけちょっと確認させていただきたいと思

います。頭数が相当とれたのだというふうに思います。以前ことしに入って250頭ほど捕獲がされているということでお伺いをしていた部分もありましたけれども、最終的に今年度、ことし今の段階で何頭ぐらいの捕獲まで至ったか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 10月末現在の数字ということで報告をさせていただきたいと思えます。今年度については332頭の捕獲ということで、前年の29年度については50頭、その前の28年度については44頭ということですので、300頭近くことし捕獲数がふえているということとあります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 前年度から比べたらもう6倍以上ですね。いろんな効果もあってだというふうに思います。防除従事者の方がふえたという部分も含めてなのだと思いますが、反面たくさんとれる、捕獲されたということは、相当この地域個体数がどんどんふえていっているという状況だと思います。引き続き対策等お願いをしたいというふうに思います。私も早く防除従事者、ちょっと講習なかなか受けられないのでありますが、自分でわなを仕掛けられるように早くしたいというふうに思います。

災害の関係、昨日の山崎議員とのやりとりもありましたので、割愛をさせていただきたいと思えますが、周知等生産者の方にしっかりと行っていただいて、必要な支援十分にさせていただきたい、情報提供も含めてお願いしたいというふうに思えます。

スキー場の関係に移りたいというふうに思いますが、昨年第4ロマンスリフトが運休したという部分、そこはそうなってしまったこととして捉えて、プラスになるように昨シーズンどうであって、今シーズンどうするのかという部分でお答えをいただきました。さまざまな形で昨年、昨シーズン

も取り組まれていたのだというふうに思います。特に未圧雪コース等つくって、非常に好評であったということだったと思います。私もああいう形で常に未圧雪のコースがあるという部分でよかったなというふうに思いますし、たくさんのお客さんがそっちへ逆に流れていっていたということにもつながっていたというふうに思っています。その未圧雪コースという部分では、やっぱり今そういったニーズが非常に高まってきております。インバウンドの入り込みも相当数ふえているというお答えもありましたけれども、やっぱりこのピヤシリの雪質、そして手つかずの雪を求めて外国人のスキーヤーの方、スノーボーダーの方、ピヤシりに相当の数訪れているという部分でありますので、今後の考え方という部分でお伺いしたいと思います。当然振興公社さんとの協議という部分もあると思うのですが、今コース規制してそういうコースが数多くないので、コース外に出ていくというケースも非常に多いように現場の方からもお話を聞いています。ある意味少し安全面も配慮した中で、そういった林の中まで行かなくても安全確保したそういったコース、未圧雪のコース、林の中を滑れるようなコースがあればそれ用にとって、コース外規制でないところ、安全を確保した中でそういったコースも今後視野に入れて全体の整備計画等をしていくことでやっぱり入り込み数も確保できるのだというふうに思いますが、少し考え方について部長からお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 昨年は第4ロマンスリフトの運休ということもありまして、振興公社と協議をしながらこれまでにないような取り組みもさせていただいたということとあります。先ほども紹介させていただきましたけれども、その中でも紹介させていただきましたけれども、その中でやはり利用者にとって非常に好評だったものについてはできるだけ継続をしたいと思えます。ただ、他の利用者にとって制限のある場合も

ありますので、その辺は制限の中でのなるかもしれませんが、継続させていただきたいということで、その中で先ほど申し上げたように未圧雪のコースについても全面とはなりませんけれども、一部コースの中ではシーズンを通してやっていきたいと思ひますし、ナイター営業についても平日についてはなかなか難しいのかもしれませんが、週末であったり、あるいは冬休み中の期間がありますので、そういった期間については第2ゲレンデを中心にナイターの営業なんかも含めて、より多くのニーズに応えるような形で進めていきたいというふうに思っています。

今山田議員のほうから提案をいただきました。なかなか難しいところがありまして、1つはやはり安全、安心を確保しなければいけないということでありまして、先ほど申し上げたようにピヤシリスキー場についてはまず安全、安心を確保して、その上でさらに快適に御利用いただきたいという、そんなところが基本的に押さえながらやっている部分でありますので、今言われたところについても安全が確保できるのかどうかについてしっかりと検証しながら、これはある意味では市、振興公社ということだけではなくて、当然それにかかわる団体もありますので、そういった方々の御意見なども参考とさせていただきながら、今後に向けての検討材料ということで御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういったニーズもあるという中で、少し視野に入れて協議をいただければというふうに思ひますし、今部長お答えいただきましたけれども、やはりスキー場のあり方について振興公社さん中心に、当然名寄市もそうですけれども、関係する団体が協議する場というのがもう少し必要なかなというふうに思ひます。私もそういった団体の中にいる一人でもありますので、もう少しそういうことが行われれば、そういった整備だけでなく、どういった企画をすれ

ば利用者の方が喜ぶですとか、また入り込みがふえるですとか、そんな方向性にもなっていくのだというふうに思ひますので、私も置かれた立場の中でそういった部分していただけるように働きかけたいと思ひますけれども、また名寄市としても振興公社さんのほうの連携でそういった取り組みをお願いしたいと思ひます。

利用者拡大に向けた対策ということで御質問を申し上げました。幾つかお答えをいただきましたけれども、ピヤシリスキー場の利用ということで、今市のほうでは冬季スポーツの拠点化を目指してということで、当然ながらピヤシリスキー場もその核となる施設の一つでありまして、合宿の受け入れ、これから大会等もどのように受け入れられるかという部分も検討していかねばならないのだというふうに思ひますが、広い意味での利用者拡大、そういう部分の一方、スキー人口が減っている中では底辺拡大という観点からも一般のお客様、特に名寄市民のお客様にもっと今まで以上に使っていただくということがやはり重要だというふうに思ひます。特に今スキーをするという子供たちが少なくなってきた現状の中、やはりまずは雪に親しんでもらって、まずスキー場に足を運んでもらう。そして、雪遊びも含めて雪に親しんでいただく。そこからやっぱりスキーだとかスノーボードに行くのだというふうに思ひますので、まずは足を運んでいただく。スキー場にとにかくたくさんの方に来ていただくという部分で、では何をしたらいいのかという部分、以前私も平成29年の第1回定例会、スノーエスカレーターを設置してはどうかという部分で御提案をさせていただきました。そのときのお答えで、当時の営業戦略室長ですが、設置しているスキー場などの視察をさせていただいて、その際そういった視点を踏まえて視察等もさせていただきたい。スキー場の利用拡大という部分についても必要だと思うので、庁内議論の部分も含めて、また振興公社との話し合いも含めて今後議題の一つとして取り上げ

させていただいて、検討させていただきたいとお答えをいただいていた。中間、中間で確認もすればよかったのでしょうかけれども、その後この件についての検討状況等どうなっているかお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 今の山田議員が言われるように、スノーエスカレーターの設定については道央圏のほうで進んでいるところがあるというふうに聞いています。言われたように、初心者、インバウンド、特にアジアなんか雪がありませんので、そういったところから来た方のスキー初心者、あるいは市内の子供たちなんかも含めて、設置すると効果があるのかなというふうに思っておりますけれども、この間の検討経過ということでありますけれども、定例会で御質問いただく内容についてはその後の部次長会議の中でいただいた質問に対して検討事項については全体で確認をしながら内容を検討するとなっておりますし、それから半年過ぎたら、さらにその先どうなっているかについて検討させていただくというシステムになっていまして、その中でしっかりと議論させていただいたということでもあります。しかしながら、なかなか設置費用もかかるという部分もありますし、その効果あるいは利用している人たちの形態なんかも含めてもう少し調査が必要だろうというふうにも考えているところもあります。

さきに総合計画の中でも資料として今後の事業計画なんか出させていただきました。スキー場の整備の関係については、これ定期的にメンテナンスとか、それに伴う設備更新のところなのですけれども、この中でも向こう4年間の中で3億6,000万円ぐらいの予算を出させていただいているということと、さらには毎年の指定管理についても5,000万円、ことしの予算でいくと4,800万円ぐらいだったと思いますけれども、単年度かなりの費用をかけているということでありまして、なかなか前向きな設備投資についてどこまで

出せるのかなという財政上の課題なんかもあるのかなというふうに思っておりますので、ここはそれともう一つ、スキー場エリアについては今研修施設の整備を進めさせていただいたところでありまして、ここにまだ金額わかりませんが、一定程度の設備投資が必要ということでもありますので、その先にスキー場のリフト等についても随分老朽化していますので、スキー場全体の今後の整備計画とあわせてエスカレーターについても検討させていただければというふうに思っておりますので、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 前向きに検討いただきたいと思いますが、実は北海道のスキー場の中でも私が調べた、全部ではないですけども、実際目で確認したスキー場、今シーズンより設置する札幌国際スキー場を入れて10あります。私が29年第1回定例会で質問以降、ちょうど質問したときにグリーンピア大沼スキー場、道南のほうの。ここがそのシーズンに設置したということを受けて私も御質問申し上げましたが、次の年1基増設しています。その後テイネオリンピックスキー場が2018、昨シーズン設置したということで、それ以降やっぱりふえているという状況が実際にあります。全部ではありませんけれども、ちょっと知人のつてを頼って、細かい数値ではありませんけれども、設置してどういう効果があったのかということだけは確認させていただきましたけれども、あるスキー場ですが、親子連れがやはり増加したと。どのぐらい増加した、全体の利用者増で何割ぐらい増加したかまでははかれないけれども、単純にキッズパークに併設して設置してあるというケースが非常に、ほとんどのスキー場そうなのですけれども、キッズパークだけを見ると私が聞いたスキー場は倍増だそうです。やっぱり親子の数がもう明らかにふえているという状況が見てとれるという部分で、全体の集客効果まではち

よっとはかり方が難しいので、わからないけれども、キッズパーク単体で見た場合には倍増しているというようなお話も聞きましたので、利用者拡大という部分では費用対効果も含めてぜひ研究をいただきたいなというふうに思いますので、改めてお願いしたいと思います。

最後、時間がなくなりましたので、食育の関係だけお伺いしたいというふうに思います。第3次の食育推進計画、実践から拡大ということで取り組みがなされているところでありますけれども、お答えにもありました名寄市食育推進協議会というのがありますが、今回基幹産業、農業と連携した取り組みについてということでありますけれども、私それぞれの団体の取り組みってすばらしい取り組みをしていると思いますし、今後もそれぞれが継続して食育の取り組みしていただきたいと思っておりますけれども、せっかくある推進協議会、年に数回のそういった計画を策定作業、また実践状況についての検証だけではなくて、今後やはりそういった名寄らしい食育、いわゆる農業を中心としたというのは当然なのでしょうけれども、協議会に加盟しているそれぞれの団体が連携することによってもっと農業を生かした取り組みができるのではないかなというふうに思います。特に一例申し上げると、可能かどうかは別としても、例えばグリーン・ツーリズム推進協議会のやっている取り組みと農園活動、私が携わっている団体もそうですけれども、畑の学校も含めて、そういった部分、私たちがなかなか人手不足という部分も含めて取り組みは拡大できない。グリーン・ツーリズムの取り組みもなかなか受け入れてくれる農家さん等も含めて取り組みが拡大しない。そこら辺うまくマッチングすればもう少し広がったものができるのかなというふうに思いますので、せっかくある協議会、もう少し連携体制の中で食育の推進取り組みないかという部分で思いますけれども、部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 名寄市には、食育を進めていく上ではいい環境がそろっているのだなと私も思っています。1つは、安全、安心な農作物があり、食の知識を体験する場としての農業の環境があるわけですし、山田議員が言われたようにそれをもとに活躍しているさまざまな団体があるということで、そういった意味では食育を進める環境は整っているのだらうなと思っておりますが、山田議員言われるようにそれぞれすばらしい取り組みしているのですけれども、情報交換で終わっている部分があるのかという思いもしているところであります。今言われた一例いただきましたけれども、協議会を中心に全体で集まらないでも関係する部分で集まると思っておりますし、協議会内での連携ができないのかについてはもう少し会議の開催をふやすなり、あるいは今言ったように関係する協議会の話す場をこちらで用意させていただくとか、少し工夫をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういった体制少しずつでもつくっていただいて、名寄らしい食育、今あるものから本当に第3次の計画でうたっているように実践から本当の意味での拡大につなげていっていただきたいというふうに思います。

ちょうど時間が参りましたので、終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 塩 田 昌 彦